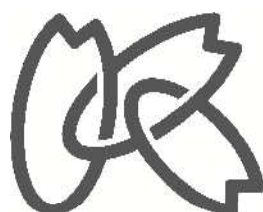


東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書



令和4年11月

東京都北区教育委員会



# 目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	7
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	9
(2)	点検及び評価の実施方法	10
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2020」	
(1)	施策展開	11
(2)	点検及び評価シート	14
I	学びの基盤をつくる	16
II	豊かな教育環境をつくる	43
III	学び合う絆をつくる	53
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	62
4	「北区子ども・子育て支援計画2020」	
(1)	施策展開	74
(2)	点検及び評価シート	76
I	家庭の育てる力を支援	77
II	子育て家庭を支援する地域づくり	81
III	未来を担う人づくり	84
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	87
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	91
	<b>【資料】</b>	
	教育委員会事務局組織図	95



# 1 教育委員会の活動状況

## (1) 教育委員会のしくみ

### ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	令和3年 12月 7日 ~ 令和6年 12月 6日
教育長 職務代理者	本間正江	令和3年 6月 27日 ~ 令和7年 6月 26日
委員	名島啓太	令和3年 10月 1日 ~ 令和7年 9月 30日
委員	齋藤邦彦	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	阿良田由紀	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	長谷川みどり	令和2年 12月 1日 ~ 令和6年 11月 30日

(令和4年3月31日現在)

### イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

### ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(令和4年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事案。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関する事案。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関する事案。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する事案。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関する事案。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関する事案。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

## エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第2号の規定に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は教育委員会事務局が補助執行することとなった。

## (2) 教育委員会会議の開催状況

### ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。令和3年度は、定例会12回、臨時会6回を開催し、議案43件、報告46件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
3. 4. 13	第4回定例会	議22：東京都北区文化財保護審議会委員を選任する件 報20：乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和2年度結果報告） 報21：後援・共催事業に関する報告
3. 4. 23	第4回臨時会	議23：令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について
3. 5. 28	第5回定例会	議24：令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）に係る

		<p>る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 25: 東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 26: 令和4年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について</p> <p>議 27: 令和4年度使用教科用図書(中学校社会科(歴史的分野))採択方針</p> <p>報 22: 保育所待機児童数について</p> <p>報 23: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 6. 8	第6回定例会	<p>報 24: 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分及びその他世帯分)の支給について</p> <p>報 25: 北区外国人児童・生徒等保護者負担軽減の拡充について</p> <p>報 26: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 7. 13	第7回定例会	<p>議 28: 「北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画) 修正版」について</p> <p>報 27: 令和2年度外国人の子どもの就学状況把握調査について</p> <p>報 28: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 8. 5	第8回定例会	<p>議 29: 令和4年度使用教科用図書(中学校社会科(歴史的分野))採択について</p> <p>議 30: 令和4年度使用教科用図書(小・中学校(中学校社会科(歴史的分野)を除く。))採択について</p> <p>議 31: 令和4年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級)採択について</p> <p>報 29: 「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について</p> <p>報 30: 後援・共催事業に関する報告</p>
3. 8. 20	第5回臨時会	<p>議 32: 令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 33: 東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 31: 東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の異動の報告について</p> <p>報 32: 谷端小学校のリノベーション事業について</p>

		<p>報 33：令和 4 年成人の日記念式典の開催について</p> <p>報 34：十条富士塚現状変更工事の進捗状況について</p> <p>報 35：後援・共催事業に関する報告</p>
3. 9. 7	第 9 回定例会	<p>議 34：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 35：東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>議 36：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 36：令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果について</p> <p>報 37：放課後子ども総合プラン等検討会の設置について</p> <p>報 38：保育施設の開設予定等について</p> <p>報 39：後援・共催事業に関する報告</p>
3. 10. 11	第 10 回定例会	<p>議 37：審査請求（学童クラブ利用待機処分取消請求事件）に対する裁決について</p> <p>議 38：通学区域の変更について</p> <p>議 39：東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則を廃止する規則</p> <p>議 40：東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について</p> <p>報 40：令和 4 年度新 1 年生の受入れ制限について</p> <p>報 41：特別支援教室（小学校）の巡回拠点の設置について</p> <p>報 42：十条富士塚現状変更工事における遵守事項の確認について</p> <p>報 43：後援・共催事業に関する報告</p>
3. 11. 8	第 11 回定例会	<p>議 41：令和 3 年度東京都北区一般会計補正予算（第 5 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 42：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 43：令和 2 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>報 44：第 4 次北区特別支援教育推進計画の検討について</p> <p>報 45：学童クラブの新設等について</p> <p>報 46：後援・共催事業に関する報告</p>
3. 11. 19	第 6 回臨時会	<p>議 44：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9</p>



		条の規定に基づく意見聴取について
3. 11. 25	第7回臨時会	議 45：令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第6号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について 報 47：後援・共催事業に関する報告
3. 12. 13	第12回定例会	議 46：押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規則の整備に関する規則 議 47：押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規程の整備に関する規程 報 48：通学路における合同点検の実施について 報 49：北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について 報 50：後援・共催事業に関する報告
4. 1. 12	第1回定例会	報 1：東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第7号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の報告について 報 2：後援・共催事業に関する報告
4. 2. 7	第2回定例会	議 1：令和3年度東京都北区一般会計補正予算（第9号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について 議 2：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について 議 3：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 議 4：東京都北区教育総合相談センター処務規則の一部を改正する規則 議 5：東京都北区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 議 6：東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則 報 3：中学校における新たな知的障害特別支援学級（固定学級）の開設準備について 報 4：学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施について 報 5：後援・共催事業に関する報告
4. 2. 25	第1回臨時会	報 6：児童生徒数増加への対応について 報 7：旧昭和町児童室の利活用について 報 8：令和4年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について

		<p>報 9：在宅要支援児受入体制整備事業について</p> <p>報 10：後援・共催事業に関する報告</p>
4. 3. 3	第 3 回定例会	<p>議 7：東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 8：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 9：東京都北区立十条台小学校に係る教育財産の公用廃止について</p> <p>報 11：東京都北区立学校における「2 学期制」検証結果報告書について</p> <p>報 12：(仮称) 十条公益施設の設置に伴う上十条図書館の取扱いについて</p>
4. 3. 29	第 2 回臨時会	<p>議 10：東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則</p> <p>議 11：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 12：東京都北区立学校適正規模等審議会条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 13：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 14：学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正</p> <p>議 15：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議 16：東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について</p> <p>議 18：東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件</p> <p>報 13：令和 3 年度東京都北区立小学校におけるいじめの重大事態発生事案の報告について</p> <p>報 14：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 15：区立滝野川紅葉中学校におけるプールろ過装置制御盤の誤操作に関する和解</p>

## イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からオンラインでの開催となった。

## (3) 教育委員会の活動状況

### ア 学校訪問

教育委員が学校を訪問し、学校教育の現状を把握するとともに、各委員と学校による意見交換を行っている。

### イ 研究協力校発表会

学校訪問のほか研究協力校発表会に参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行っている。

### ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6月、9月、1月の年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認している。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行い、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有を図っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、神谷中学校サブファミリーへの訪問1回のみとなった。

### エ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、全国市町村教育委員会研究協議会にオンラインで参加した。文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。

### オ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、各種生涯学習講座など教育委員会の主催

行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加している。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加し、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2020の推進・振興に努めている。

(参考)

教育委員が、令和3年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	12回
教育委員会臨時会	6回
総合教育会議	1回
幼稚園・学校周年行事	0回
学校関係事業等	22回
P T A関係事業	2回
教育委員研修関係	2回
その他諸事業	11回
合計	56回

## 2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### (1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

#### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (2) 点検及び評価の実施方法

### ア 対象事業

「北区教育ビジョン2020」については、すべての重点事業を対象とし、「北区子ども・子育て支援計画2020」については、推進計画事業等の教育委員会が取り組む主要な事業を選定し、点検及び評価の対象とした。

なお、「北区教育ビジョン2020」の長なわトライ、イングリッシュサマーキャンプ、中学校生徒海外交流事業については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、今年度は評価対象外とした。

### イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。

#### ② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上 90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

### ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊元教授及び東京成徳大学 石黒 万里子教授からご意見をいただいた。

### エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

### 3 「教育大綱・北区教育ビジョン2020」

#### (1) 施策展開

##### 1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2020』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指すべき教育の方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、14の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理した。

##### 2 北区教育ビジョン2020の体系について

施策展開について、「Ⅰ 学びの基盤をつくる」、「Ⅱ 豊かな教育環境をつくる」、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理した。

### 3 北区教育ビジョン2020 体系図

#### 施策展開の3つの柱・取組の方向・主な施策

3つの柱	取組の方向	主な施策
I 学びの基盤をつくる	1 0歳からの育ち・学びを支える	(1) 地域と一体となった教育の推進 (2) 就学前教育・保育の充実 (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進
	2 確かな学力を保証する	(4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 (7) リーディングスキルの育成
	3 豊かな心を育む	(8) 心の教育・道徳教育の推進 (9) 体験活動の充実 (10) いじめの根絶
	4 健やかな体を育てる	(11) 体力の向上・健康の増進 (12) 保健指導・食育の推進
	5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実 (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進 (15) 不登校児童・生徒への支援
	6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる	(16) 英語教育の充実 (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 (18) 国際理解教育の推進
	7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	(19) 命を守る・救える人材の育成 (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成 (21) 情報活用能力の育成 (22) 社会の変化に対応できる力の育成 (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
II 豊かな教育環境をつくる	8 学校の教育力・経営力を高める	(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶 (25) 教員の指導環境の充実 (26) 学校の経営力の強化
	9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する	(27) 長寿命化計画の推進 (28) 学校施設設備等の整備の推進 (29) 区立小学校の適正配置の推進
	10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する	(30) 学びのセーフティネットづくり (31) 教育相談体制の強化 (32) 子どもの居場所づくり (33) 高校・大学との連携 (34) 企業・NPO等との連携
III 学び合う絆をつくる	11 家庭の教育力の向上を支援する	(35) 子どもの読書活動の充実 (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実 (37) 保護者への支援
	12 地域の教育力の向上を支援する	(38) 地域との協働 (39) 青少年教育の振興 (40) 社会教育活動の支援
	13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する	(41) 学習機会の拡充 (42) 身近な学習の場の整備 (43) 区民との協働による図書館事業の推進
	14 文化・芸術活動を振興する	(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45) 文化財の保護・活用と保存・継承 (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進



## 主な施策に基づく事業群

### 事業群（重点事業）

### 事業群（推進事業）

区立認定こども園の設置 施設一体型小中一貫校の設置	サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト 「小中一貫教育カリキュラム」の活用	
------------------------------	---	--

確かな学力向上プロジェクト 教科担任制の導入 魅力ある学校図書館づくり事業	言語活動の推進 学校図書館支援	
---	--------------------	--

人権教育の推進 道徳教育の推進	自然体験活動の充実 社会体験活動の推進 いじめ防止の取組の徹底	北区サポートチーム Q-Uの実施 いじめ相談ミニレター
--------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

(仮称) 東洋大学連携事業・体力の向上 長なわトライ	体育・健康に関する指導の充実 連合体育行事活動の推進	学校保健の充実
-------------------------------	-------------------------------	---------

小・中学校特別支援学級の設置 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	日本語適応指導教室 特別支援学級における専門的な指導の充実 特別支援教育に係る理解啓発の推進	特別支援学級の合同行事の推進 適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実
---	--	--

検定料補助事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 イングリッシュ・サマーキャンプ 中学校生徒海外交流事業 パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	英語が使える北区人事業 国際理解教育の推進	
---	--------------------------	--

理科大好きプロジェクト ICT教育の充実 SDGsの達成に向けた教育の充実 特色ある教育活動支援事業	防災・安全教育の推進 海洋教育の推進 情報教育の推進 新聞大好きプロジェクト	環境教育の推進 キャリア教育の推進
---	---	----------------------

教員の質を高める方策についての検討 教育先進都市を支える学校働き方改革	指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用 コミュニティ・スクールの推進 学校評議員等による学校評価制度	
--	---	--

学校の改築 学校施設のリノベーション（長寿命化改修） 事業の推進 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	学校施設設備等の整備 小学校の適正配置の推進	
---	---------------------------	--

生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業 スクールソーシャルワーカーの拡充	学校給食費保護者負担軽減事業 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 放課後子ども総合プランの充実	教育実践演習 往還型教育実習 大学図書館との連携
--	--	--------------------------------

家庭教育学級等の充実	子どもの読書活動の推進 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 子育て情報支援サービスの充実 PTA活動支援	子育て支援情報の提供 みんなで育児応援プロジェクト ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
------------	---	--

学校施設の地域開放	教育広報紙「くおん」の発行 学校公開講座 学校支援ボランティア活動推進事業	青少年委員活動の充実 青少年地区委員会活動推進事業 生涯学習講座支援事業
-----------	---	--

地域活躍ステップアップ事業	生涯にわたる多様な学習機会の提供 図書館利用におけるバリアフリーの推進 区民との協働による図書館づくり	
---------------	---	--

「史跡のまち・北区」のPR	文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 北区の部屋事業 伝統芸能の継承者の育成支援	北区文化振興財団との連携 連合文化行事活動の推進 子どもかがやき顕彰
---------------	--	--

## (2) 点検及び評価シート

I 学びの基盤をつくる	評価	掲載頁
<b>1 0歳からの育ち・学びを支える</b>		
区立認定こども園の設置	B	17
施設一体型小中一貫校の設置	A	18
<b>2 確かな学力を保証する</b>		
確かな学力向上プロジェクト	B	21
教科担任制の導入	C	22
魅力ある学校図書館づくり事業	B	23
<b>3 豊かな心を育む</b>		
人権教育の推進	A	25
道徳教育の推進	A	26
<b>4 健やかな体を育てる</b>		
東洋大学推進事業・体力の向上	C	28
<b>5 共に学び合い、共に成長する力を育てる</b>		
小・中学校特別支援学級の設置	A	30
特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	B	31
<b>6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる</b>		
検定料補助事業	B	33
北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	A	34
パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進事業	B	36
オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	A	37
<b>7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす</b>		
理科大好きプロジェクト	B	39
ICT教育の充実	A	40
SDGsの達成に向けた教育の充実	A	41
特色ある教育活動支援事業	A	42

## (2) 点検及び評価シート

II 豊かな教育環境をつくる	評価	掲載頁
8 学校の教育力・経営力を高める		
教員の質を高める方策についての検討	B	44
教育先進都市を支える学校働き方改革	B	45
9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する		
学校の改築	B	48
学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進	B	49
今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	A	50
10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する		
スクールソーシャルワーカーの拡充	A	52
III 学び合う絆をつくる	評価	掲載頁
11 家庭の教育力の向上を支援する		
家庭教育学級等の充実	B	54
12 地域の教育力の向上を支援する		
学校施設の地域開放	B	56
13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する		
地域活躍ステップアップ事業	B	58
14 文化・芸術活動を振興する		
「史跡のまち・北区」のPR	A	60

# I 学びの基盤をつくる

## 1 0歳からの育ち・学びを支える

- ・北区学校ファミリー構想のもと、小中一貫教育を推進するとともに、小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深め、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指します。
- ・学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- ・幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。
- ・就学前の子どもの対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。

### 【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

事業名 区立認定こども園の設置

《事業概要》

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に、就学前教育・保育を実施する認定こども園の設置を推進していく。

《事業のねらい》

全ての子どもを対象とした就学前教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
「令和2年度東京都北区認定こども園検討委員会報告書」で取りまとめた検討結果に基づき、赤羽地区での設置を先行して進めるにあたり、区立うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置することについて、実務担当者による詳細な検討を進めた。	基本・実施設計	→ 認定こども園移行のために必要となる園舎増築にあたり、当該敷地は路地上敷地であり、東京都建築安全条例上の制約があることが判明したため、課題の解決に向けて実務担当者による詳細な検討を進めた。

評 価	<p>【評価理由】 基本・実施設計まで至らなかったため評価はBとする。</p> <p>【課題】 園舎増築の更なる検討・調整を進めるとともに、区立認定こども園検討委員会報告に基づく赤羽、滝野川地区での認定こども園設置等と、経営改革プランに掲げる区立幼稚園の再編について、地域ニーズを踏まえ、適切な定員数・職員配置等を含め検討する必要がある。</p>
B	

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

課題や地域ニーズを踏まえ、区立認定こども園の開設及び区立幼稚園再編の方針を庁内調整のうえ決定し、園児募集方針を決定・周知する。

区立うめのき幼稚園の認定こども園移行に向けた園舎増築工事の設計に着手する。

事業名 施設一体型小中一貫校の設置

《事業概要》

北区の教育が抱える諸問題の解決に資する学校となることを目指し、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置する。

小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるように、義務教育9年間を見据えたカリキュラムの活用などをおして、教育内容をより一層充実させる。

《事業のねらい》

学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(仮称)都の北学園の開校に向け、専門分野別に以下の検討課題について取り組む。	学校経営検討委員会において、校章・校歌・校用品・通学路および、PTA活動などの学校運営に関する事項について協議する。	→	校名・校歌・校章部会を3回開催した。12月に開催した校名・校歌・校章部会において、校歌の作曲及び校章の作成依頼先を選定した。また、作詞の作成依頼先については、校歌の作曲者の指名により選定することとした。
神谷中サブファミリーにおける研究指定校としての研究	実施	→	実施

【評価理由】

評価 (仮称)都の北学園の開校準備が着実に進んでいる。また、令和3年度研究指定校の決定に加え、小・中学校それぞれにおいて北区小中一貫教育カリキュラム作成委員会を組織するなど、積極的に推進している。

【課題】

A 義務教育学校の新設にあたっては、学校経営（教職員体制・PTA活動・地域との連携の在り方等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、学校関係者、町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。また、施設一体型小中一貫校は区内初となることから、北区における小中一貫校のさらなる充実と発展に向けて、全ファミリーを牽引する推進役になることが求められている。

---

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年4月の開校に向けて、各委員会における諸課題について、着実に検討を進めていく。また、関係者が多岐にわたるため、検討する課題、内容、結果の共有を積極的に図っていく。

「施設一体型小中一貫校『都の北学園』開校までの取組～3校（神谷中・神谷小・稲田小）統合までの実践記録～」を研究主題とした令和3年度研究校に、神谷中サブファミリーを指定した（令和3～5年度を研究期間とする）。本研究をとおして、（仮称）都の北学園への三校統合までの実践を記録していくとともに、北区小中一貫教育カリキュラムの見直しを行い、北区小中一貫教育カリキュラムの完成に取り組んでいく。

---

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部教育指導課】

## 2 確かな学力を保証する

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着を目指します。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。
- ・ 文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身に付けるために必要な「読む力」の育成を目指します。

### 【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成



## 事業名 確かな学力向上プロジェクト

## 《事業概要》

小・中学校に学力パワーアップ講師及び学級経営支援員を配置し、学級経営の支援や、きめ細かな指導を実践する。また、全区立中学校へ教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努める。さらに、小学校3年生から6年生までを対象とした学力フォローアップ教室（放課後補習）の実施により、基礎学力の定着・向上を図る。

## 《事業のねらい》

教員の授業力向上に加え、児童・生徒の学力のつまずきを防止することにより、一貫して安定した学びの環境を整える。

## 《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置	小学校：1～6名程度 (児童数に応じて) 中学校：2名	→ 学力パワーアップ講師 91人 学級経営支援員 43人
教育アドバイザーの巡回指導	全12校	→ 全12校
学力フォローアップ教室の実施	1学級あたり 年32回	→ 1学級あたり 年19回(平均)

評

価

## 【評価理由】

学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置及び教育アドバイザーの巡回指導については目標を達成したものの、学力フォローアップ教室については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学級閉鎖等の影響もあり、目標とする実施回数を達成できなかったため。

B

## 【課題】

コロナ禍での事業実施体制について課題がある。また、学力パワーアップ講師、学級経営支援員、学力フォローアップ教室外部指導者について、人材確保が困難になってきている。

## 【評価対象年度以降の事業の取組方針】

GIGA スクール構想における一人1台端末やスタディサプリ等、新たな教育環境を最大限活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びを両立させることで、確かな学力の向上を図っていく。

また、引き続き北区基礎・基本の定着度調査を実施することにより、取組における成果を適切に分析し、継続的な授業の改善を図っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教科担任制の導入

《事業概要》

小学校や義務教育学校の前期課程における特定の教科について、複数の学級で専門的に教える「教科担任制」を導入し、より深く分かりやすい授業を行う。

《事業のねらい》

小学校において専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年、専科のまとまりで、より多面的、多角的な児童理解の促進を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
神谷中サブファミリーカリキュラム 検討委員会の実施	実施	→	未実施

評 価	【評価理由】
	コロナ禍における各種対応のため、十分な検討が進まなかった。
C	【課題】
	教員の人材確保が大きな課題となっており、区立小学校全校での一斉導入は難しいものと考えられる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

神谷中サブファミリー（神谷中学校・神谷小学校・稲田小学校）において、令和3年度から3年間の研究を行い、令和6年度から区内初の小中一貫校（仮称）都の北学園で教科担任制を導入する。これに先立ち、令和5年度に、神谷小及び稲田小の第5学年及び第6学年の特定の教科(理科、社会等)において教科担任制をモデル実施し、同年度中に予定している、北区教育委員会研究指定校の研究発表会において、その成果を発表する。

【教育振興部教育指導課】

事業名 魅力ある学校図書館づくり事業

《事業概要》

児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、図書資料の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアとの協働、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
ボランティアによる学校での読み聞かせ及び読書講演会	200 件以上	→ 休止
学校パック貸出	800 パック以上	→ 774 パック

評価 【評価理由】

令和2年度から区立小・中学校全校に学校図書館指導員が週2日（飛鳥中サブファミリーは週3日）配置され、学校図書館の整備や学校図書の利活用、授業における学校図書館利用などが進み、授業支援や読書活動推進に寄与している。しかし、コロナ禍により、読み聞かせや読書講演会は実施が難しい状況となった。

B 【課題】

現行の学校図書館システムのサポートが終了するため、令和4年度にシステム更新を行う。GIGA スクール構想における端末の活用を含め、新しい教育環境に沿ったシステムにするとともに、トラブルのない円滑な移行を行う。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全校へ配置している学校図書館指導員の配置日を、令和2年度から週2日へ拡大している。コロナ禍による厳しい財政状況もあるが、学校図書館の利活用には有効な学校図書館指導員の配置日数について、維持・確保に努める。

学校図書館は、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も期待されていることから、読書・学習・情報センターとしての機能を果たせるように、環境の整備を進める。加えて、学校図書館指導員・教員・ボランティアとの連携・協力、学校図書資料の利活用や団体貸出の促進等を通して、児童・生徒の読書活動の推進をさらに図っていく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部中央図書館】

### 3 豊かな心を育む

- ・思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ・岩井学園や夏季施設での宿泊を伴う自然体験活動等、豊かな自然のなかで活動し、規則正しい集団生活を行うことを通して、他者と協働し、問題解決を図る経験をすることで、調和のとれた心身の発達を図るとともに、社会性や豊かな人間性の基礎を育成します。
- ・子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

#### 【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

事業名 人権教育の推進

《事業概要》

各小・中学校において、人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うとともに、教員に対しても、各職層別の人権教育研修、人権教育担当教員を対象とした人権教育研修、各校が実施する校内研修等を行う。それにより、児童・生徒、教員の両面から理解を深める。

《事業のねらい》

子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含めた多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につける。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
人権教育研修	年2回	→	年2回
人権教育推進委員だよりの発行	年1回	→	年1回

評 価	【評価理由】
	児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制を充実させている。
A	【課題】
	人権教育推進委員会による活動が年3回ある。そのうち、都教委から人権尊重教育推進発表会への参加依頼が含まれているため、人権教育推進委員である教員の負担が大きい。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えて取り組み、北区教育委員会の教育目標に掲げる「人間尊重の精神」を基調として、他者の立場に立って物事を考えることや思いやりのある豊かな人間性を育てていく。

また、引き続き、児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制の充実を図るとともに、専門家を講師として招へいするなど、社会環境の変化に柔軟に対応した指導・研修を行うように努めていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 道徳教育の推進

《事業概要》

各小・中学校に置かれる道徳教育推進教師を対象に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施する。

また、各校で実施する道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ細かな指導・助言を行うなど、北区教育委員会により専門的サポートを行うことにより、内容の充実を図る。

《事業のねらい》

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
道徳教育推進教師研修	年3回	→	年3回
道徳授業地区公開講座の開催	全小・中学校47校	→	全小・中学校47校 ※書面・オンライン含む

評

価

【評価理由】

各研修及び道徳授業地区公開講座について、目標通り実施できたため。

【課題】

A

平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科・道徳」が全面実施されたことを受け、児童・生徒の道徳科の学習状況の評価（通知表や指導要録にどのように記載すべかについて）への不安を、学校の教員が持っている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

道徳教育推進教師研修会等において道徳科の指導と評価に関わる内容等について研修を行い、区立学校の道徳教育の更なる充実を図る。

【教育振興部教育指導課】

## 4 健やかな体を育てる

- ・子どもたちの体力向上を図るとともに、健康で安全な生活を営むための力の育成を図ります。

### 【主な施策】

(11) 体力の向上・健康の増進

(12) 保健指導・食育の推進

事業名 東洋大学連携事業・体力の向上

《事業概要》

子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図るため、包括協定締結大学である東洋大学と連携し、投げる力の強化やコーディネーショントレーニングの導入等の事業を展開する。

《事業のねらい》

児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
東洋大学との連携事業の検討	実施	→ 未実施

評 価	【評価理由】 東洋大学との連携事業であった「東京駅伝」大会が発展的終了となったことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により検討が進まなかったため。
	C 【課題】 学校園のニーズや教育課題に正対した連携内容の精査及び見直しが必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和4年度の連携準備、令和5年度の計画策定、令和6年度の実施に向けて、着実に準備・検討を行う。

【教育振興部教育指導課】



## 5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するため、就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な教育的ニーズに応じた効果的な支援を行う柔軟なしくみを整えます。
- ・特別支援教育を必要とする児童・生徒について、障害の特性や状態に応じた専門的な指導内容・指導方法の充実を図るため、研修や研究授業、巡回指導・専門家チームの学校への派遣等に取り組みます。
- ・発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒が増加しているなかで、自閉症や情緒障害等の障害特性による学習上又は生活上の困難さについて、多様な学びの場の整備及び教員・保護者への理解啓発を進めていきます。
- ・知的障害特別支援学級を設置している学校において実施する合同行事について、児童・生徒の能力・特性に応じ、計画的に実施し、学校のみならず広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。
- ・不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して支援を行います。また、適応指導教室への通級を促し、社会的自立に向けた学習支援や居場所支援の充実を目指します。
- ・日本語指導や学校生活指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行っていきます。

### 【主な施策】

- (13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進
- (15) 不登校児童・生徒への支援

事業名 小・中学校特別支援学級の設置

《事業概要》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていく。

《事業のねらい》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
①知的障害特別支援学級の 新設	中学校 1 校	→	中学校 1 校 (堀船中学校)
②自閉症・情緒障害特別支 援学級の新設	中学校 1 校	→	中学校 1 校 (王子桜中学校)
③理解・啓発	北区の特別支援教育 理解・啓発パンフレッ トの作成。	→	北区立小・中学校 すべての教職員 へ配布。

評 価	【評価理由】
	計画通り、堀船中学校へ知的障害特別支援学級を、王子桜中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することができた。
A	【課題】
	本事業を検討・推進していくにあたり、児童・生徒数の推移や地域特性を十分踏まえながら、検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設後に円滑な教育活動が進められるよう、特別支援学級の理解啓発を図っていく。

また、中学校知的障害特別支援学級については、地域的な偏在を解消し、生徒や保護者の通学の負担を軽減するため、令和5年度は、飛鳥中学校に知的障害特別支援学級を設置予定である。

事業名 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

《事業概要》

障害特性を踏まえた適切な把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣する。

《事業のねらい》

特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して、専門的な指導内容・方法の充実に努める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
巡回指導・専門家チームの派遣実績	派遣3回	→ 派遣0回

評価

B

【評価理由】

児童・生徒の行動観察等の実態把握を行い、障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、専門家チームの派遣を行っている。派遣実績は、目標の令和2年度と同件数としていたが、0件であった。

【課題】

本事業を検討・推進していくにあたり、事業の概要や手順についての周知等、更なる取り組みを行っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

本事業を今後実施していくうえで、事業の概要や仕組み、申請手続き等を記したガイドラインを作成し、学校へ周知する。

また、実施にあたっては、教育総合相談センター内で派遣・訪問についての事前検討を行い、ケース会議等を通じて報告及び今後の方針について協議を行う等、情報の共有を図っていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

## 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

- ・グローバル社会をたくましく生き抜くために、コミュニケーション能力を重視した英語力を育みます。
- ・英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなるよう、体験的で実践的な学習を行う場の充実を図ります。
- ・日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育むため、地域の歴史、伝統・文化等について学び、理解を深めます。
- ・児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力を育成します。日本人としてはもちろん、ふるさと北区を愛し、誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解を促進します。

### 【主な施策】

(16) 英語教育の充実

(17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進

(18) 国際理解教育の推進

事業名 検定料補助事業

《事業概要》

小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助する。

※英語検定：小学6年生、中学1～3年生

漢字検定：小学6年生、中学3年生

数学検定：中学2年生

《事業のねらい》

児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
英語検定志願率	小6：50%	→ 20.7%
	中1：50%	→ 41.2%
	中2：50%	→ 55.3%
	中3：60%	→ 58.2%
漢字検定志願率	小6：50%	→ 小6：35.7%
	中3：50%	→ 中3：52.7%
数学検定志願率	中2：50%	→ 中2：30.1%

評 価	【評価理由】
	高校受験に近い中学3年生以外の学年では志願率が低く、目標を達成できていない。
B	【課題】
	志願率の増加を図るため、補助対象となる実施回を増やすことが望ましい。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

公費受験の対象とする検定日程について柔軟に対応するほか、受験案内を積極的に行うことで受験率の向上に努める。また、合格率については引き続き各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく。

事業名 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

《事業概要》

渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学ぶ。

また、芥川龍之介やドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍・絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図る。

《事業のねらい》

渋沢栄一や芥川龍之介、ドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人の功績などを学び、地域への誇りと愛着の心を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
① 渋沢栄一に関する副読本の作成	完成、児童・生徒へ配布	→ 完成、児童・生徒へ配布
② 北区渋沢栄一プロジェクト 第 142 期北区区民大学特別講座受講者数	100人	→ 80人 (応募108人)
③ ・ドナルド・キーンコレクション (寄贈資料) コーナー閲覧者数	3,000 名	→ 3,114 名
・「ドナルド・キーンと渋沢栄一『続百代の過客』で読む航西日記」パネル展及び講演とブックトーク	30 名 (定員)	→ 参加 39 名
・講演会「ドナルド・キーン文学散歩～北区・渋沢・荷風を語る～」関連展示	70 名 (募集人数)	→ 80 名 (応募者 114 名)

評価	【評価理由】
A	① 渋沢栄一に関する副読本について、目標どおり作成・配布を行ったため、評価は A とする。
	② 積極的に推進しているため、評価は A とする。
	③ キーン氏と渋沢栄一を絡めた展示及び講座を行ったほか、ドナルド・キーンプロジェクトと連携した展示を実施しキーン氏について多角的に取り上げたため、評価は A とする。
	【課題】
	① 各学校が副読本を活用していくよう継続的に周知が必要である。
	② コロナ禍がさらに長期化した場合の講座の実施形態について検討が必要である。
	③ 新型コロナによる臨時休館や人数制限などの影響を最小限にするための事業実施の方法など検討する必要がある。

---

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

- ① 教育課程相談において、副読本活用の実情や課題について聞き取り、必要に応じて指導・助言する。
- ② 令和4年度より新規事業「青淵義塾」を実施し、渋沢栄一についてその功績やゆかりの地、理念・思想等についてより理解を深める学習機会を区民に対して提供する。また、今後も区民ニーズを捉え、北区ゆかりの偉人について関心と理解を深める満足度の高い講座の実施を目指し、地域への誇りと愛着を醸成する。
- ③ 中央図書館では、区民の会との協働によるドナルド・キーンコレクションの活用に併せて、ドナルド・キーン記念財団、ドナルド・キーン・センター・柏崎等の各機関と連携をとり、様々な機会を捉えて事業を展開していく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

【教育振興部中央図書館】

事業名 パリ 2024 競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進事業

《事業概要》

パリ2024競技大会を見据え、滝野川紅葉中サブファミリーと東京国際フランス学園との連携強化を図る。

《事業のねらい》

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
滝野川紅葉中学校サブファミリーと東京国際フランス学園との連携	連携の強化	→ ・学校生活紹介ポスター等の資料の交流 ・展覧会にフランス学園児童・生徒の作品を展示 ・フランス学園児童が展覧会の作品を鑑賞

評価	【評価理由】 コロナ禍により直接の交流はできなかったが、作成物の送付等による交流を推進した。
	B 【課題】 コロナ禍における交流方法を確立する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

2024 オリンピック・パラリンピック競技大会に加え、渋沢栄一のパリ万博訪問・日仏会館の建設、パリ市の姉妹校提携など、パリ市とのゆかりは多い。学校2020レガシーやこれまでの各校の取組と関連付けながら、取り組んでいく。



事業名 オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築

《事業概要》

オリンピック・パラリンピック教育を継続し、子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京 2020 大会で培われた教育資産をレガシーとして継承する。

また、北区の施設において事前キャンプを実施するハンガリー国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進する。

《事業のねらい》

東京 2020 大会閉幕後も、パリ 2024 大会を見据えながら、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員として持つべき資質を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
オリンピック・パラリンピック教育 推進事業実施校（都委託事業）	全52校・園	→	23校・園
学校連携観戦プログラムの実施	競技観戦	→	代替プログラムの 実施

評 価	【評価理由】
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校連携観戦を代替活動に切り替えるなど、当初予定していた活動が行えなかったものの、「学校2020レガシー」の構築に向けた教育活動を推進した。学校連携観戦の代替活動を各校で実施し、様々な競技で活躍している姿に触れることにより、多様性社会の理解を深めるとともに、オリンピック・パラリンピック教育の集大成としてその後のレガシーに残るような事後学習を実施した。
A	【課題】
	大会が終了した令和4年度以降も、各学校がオリンピック・パラリンピック教育の趣旨を受け継ぐ取組を「学校2020レガシー」として、長く続く教育活動として継続・発展していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成28年度から各校で取り組んできた活動を、学校レガシーとして教育課程に位置付け、継続的に取り組んでいく。

## 7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

- ・家庭と連携・協力し、自然災害の発生時に自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、自ら安全・安心な地域づくりに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒の科学に関する資質・能力を高めるため、科学に高い興味・関心を示し、理数好きな児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動である「プログラミング教育」を推進し、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ICTの活用により、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。
- ・SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実に努めます。

### 【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

事業名 理科大好きプロジェクト

《事業概要》

包括協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、実験教室等を実施する。全小・中学校に理科支援員を配置するとともに、理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、指導・助言する。また、北区立小学校に在籍する児童から、自ら決めたテーマについて展示発表する北区立小学校児童科学展を実施し、優秀作品は北とぴあ区民プラザでの展示及び区ホームページにて公表する。

《事業のねらい》

子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供することを通して、持続可能な社会をけん引する力を伸ばす。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
理科実験支援事業	100 授業	→	85 授業
サイエンスラボ(中学生対象)	年 10 回	→	中止
科学・環境スクール(小学生対象)	年 6 回	→	中止
理科支援員配置	各校 1 人	→	各校 1 人
理科教育アドバイザー巡回指導	小学校全 35 校 中学校全 12 校	→	小学校 32 校 中学校全 12 校
北区立小学校児童科学展応募数	155 点(昨年度実績)	→	171 点

評価 【評価理由】

コロナ禍により、臨時休業の影響(授業時数の減)を受けるとともに、サイエンスラボ及び科学・環境スクールが中止となった。

B 【課題】

教育課程外のサイエンスラボ及び科学・環境スクールについて、改めて見直し、事業を改善する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

理科実験支援事業について、支援対象校が偏らないように、適切に調整を図っていく。

サイエンスラボ及び科学・環境スクールは、複数校の児童・生徒が集合する形態であり、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮が必要であるが、通常の学校の授業では取り組むことが困難な内容や発展的な内容に取り組むことで科学に対するより深い関心・興味と科学研究に対するスキルを育てる場として大事な事業である。令和4年度については、定員を減らし十分な感染防止対策をとった上で実施し、また感染急拡大となった場合はオンラインでの実施に切り替える体制をとることで、事業の再開を図る。令和5年度以降に関しては、あらためて検討する。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

事業名 ICT教育の充実

《事業概要》

ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業等、情報化の進展に対応した教育を推進する。また、北区 GIGA スクール構想を推進するために整備した「一人 1 台学習用端末（以下、「きたコン」という。）」と校内通信環境を活用し、これまでの対面教育に加え、デジタル素材を組み込んだハイブリット教育の実践を進め、更なる教育の質の向上を図る。

《事業のねらい》

ICT 教育を推進し、児童・生徒が高度情報化社会を生き抜くために重要となる情報活用能力を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① ICT 活用研修の開催	年 8 回	→	年 8 回
② 情報教育担当者連絡会の開催	年 2 回	→	年 2 回
③ 北区 GIGA スクール構想推進委員会の開催	年 10 回	→	年 10 回
④ ICT 支援員の定期派遣	各校月 2 回	→	各校月 2 回
⑤ ICT 教育アドバイザーの配置	通年 1 名	→	通年 1 名

評

価 【評価理由】

GIGA スクール構想元年の令和 3 年度は、「きたコン」等の ICT 環境を活用した ICT 教育の実践により、児童・生徒の情報活用能力の育成に努め、各学校における児童・生徒の活用が進んだため、評価は A とする。

A

【課題】

- ・学校・教員による ICT 教育の実践状況に差があるため、ICT 環境を効果的に活用した教員の指導力の向上を図る取組が必要。
- ・児童・生徒の「きたコン」等の適正な活用に向けた取組（情報モラル教育等）が必要。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和 4 年度以降も、ICT を活用した教育の質の更なる向上を図ることにより、ICT 教育を推進し、児童・生徒の情報活用能力の育成を進めていく。

＜令和 4 年度以降の新たな取組＞

上記①～④に加え、下記の取組を行う。

- ・教育情報化推進員による指導
- ・情報活用能力育成カリキュラムの編成（情報モラル教育カリキュラム、年間計画例等）
- ・「きたコン」等 ICT 環境を効果的に活用するための指導資料の作成（「きたコン活用マニュアル」の作成等）
- ・情報教育に関する情報発信（保護者・地域向け北区 GIGA スクール構想通信「みらい」の発行等）

【教育振興部学び未来課】

事業名 SDGsの達成に向けた教育の充実

《事業概要》

SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育など、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育などを推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図る。

《事業のねらい》

日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の改善をとおして、「持続可能な社会の創り手」を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
北区教育委員会研究協力校（桐ヶ丘中学校）での研究（令和2～3年度）	実践報告	→	実践報告

評価理由  
 桐ヶ丘中学校において、「持続可能な開発目標を達成しようとする生徒の育成を目指して」を主題とした研究を行い、実践報告を行った。

A 【課題】  
 各校において実施している多様な学習活動について、その取組を集約し、情報発信をしていく必要がある。また、他自治体における先進事例の研究・実践を行う必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

教育課題研修会で「持続可能な社会づくりに向けた教育」に関する内容を行うとともに、各校において教科等（社会、理科、生活科、総合的な学習の時間）と関連付けて学習指導を行う。

事業名 特色ある教育活動支援事業

《事業概要》

区立の小学校及び中学校の特色ある活動又は区立小中学校におけるグループ活動のうち、新たに開催する事業で他の区立小中学校において行われていない学習、文化芸術、スポーツ及び社会奉仕活動に関する事業を対象とする。支援事業に充てる経費は、1校50万円を限度とする。（※令和3年4月1日より事業開始）

《事業のねらい》

学校ごとの特色ある取り組みへの支援

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① 小学校からの支援事業の申出	5校程度	→	7校
② 中学校からの支援事業の申出	3校程度	→	2校

評 価	【評価理由】
	目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】
	引き続き事業を継続し、区立小中学校における新たな特色ある教育活動を支援する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

特色ある教育活動支援事業は、各区立小中学校における独自の教育活動や文化・芸術活動を支援することを目的に、令和3年度から実施しており、初年度から目標を達成することができている。

今後も、児童・生徒の豊かな感性や、将来、社会の一員として協働してものごとに取り組む姿勢を育ていけるよう事業を推進していく。

【教育振興部学校支援課】

## Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

### 8 学校の教育力・経営力を高める

- ・児童・生徒の多様なニーズや時代の要請に応えることのできる教員の指導力向上を図ります。
- ・教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。
- ・保護者や地域が学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民が協働した社会に開かれた教育課程による特色ある学校づくりを進めます。
- ・学校評議員等による学校評価の充実を通して、学校の経営力強化を図ります。

#### 【主な施策】

(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶

(25) 教員の指導環境の充実

(26) 学校の経営力の強化

事業名 教員の質を高める方策についての検討

《事業概要》

教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、教員の質を高める方策について検討する。

《事業のねらい》

これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」などについて自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点をもった教員を育成・確保する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
東京都教職員研修センターで募集する、「教職大学院派遣研修」へ教員を派遣する。	教職大学院へ教員1名派遣	→ 教職大学院へ教員1名派遣

評価理由  
令和2年度に選考合格した中学校教員を1年間教職大学院に派遣し、中学校の英語指導における研究を行った。また、教職大学院派遣研修に小学校教員の1名が派遣を希望し、選考受験し、合格した。

B 課題  
派遣後に「主体的・対話的で深い学び」等に関わる研修成果を区内の教員に還元させるためには、来年度以降も引き続き本区で勤務させる必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3、4年度に教職大学院に派遣した教員が、北区教育委員会で実施する研修会の講師等を務め、北区立学校の教員に対して、大学院で学んだ指導法や指導技術、成果等を還元させる。



事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革

《事業概要》

平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境改善と長時間勤務を改善するための取り組みを推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。

《事業のねらい》

学校における働き方改革の推進

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①勤務時間の把握	全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園（52校園）にタイムレコーダーを導入	→ 全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園（52校園）にタイムレコーダーを導入
②メッセージ機能付き電話の導入	全小中学校（47校）に配置	→ 全小中学校配置済み
③校務支援システムの活用の推進	(1) 校務支援システムの活用の推進  (2) 校務支援システムの機能の拡充	→ 校務支援システムに関する研修を実施（全研修を集合形式から動画閲覧形式に変更）  システムカスタマイズの実施1件
④学校徴収金の公会計化の検討	公会計化の調査、検討	→ 十分な調査、検討を行えなかった。
⑤教員事務補助員の配置	全中学校（12校）に1名配置	→ 小学校35校中34校に配置、中学校は配置なし
⑥部活動指導員の配置	12校	→ 9校
⑦学校法律相談制度の導入	制度導入	→ 制度導入済み 相談実績2件

評価	B	【評価理由】
		①目標を達成しているため、評価はAとする。
		②目標を達成しているため、評価はAとする。
		③校務支援システムの活用を推進するための取り組みを進めることができたため、評価はAとする。
		④学校徴収金の公会計化の調査・検討について、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、十分に実施できなかったため、評価はBとする。
		⑤小学校のみ配置だったため、評価はBとする。
		⑥全中学校への配置を予定していたが、学校が希望する部活動の指

導員を確保することが難しく、令和3年度は9校への配置に留まったため、評価はBとする。

⑦制度導入済みのため、評価はAとする。

**【課題】**

①毎月の集計や年度の切り替えに伴う作業を学校で行う必要があるため、集計作業等が学校にとって負担となっている。また、適正な打刻を遵守させる必要がある。

②目標達成しているため課題なし。

③校務支援システムに関する全ての研修を集合形式から動画閲覧形式に変更したことにより、教職員の負担軽減を図ることができた。このため、次年度以降も、当該研修を動画閲覧形式で実施する必要がある。

④学校徴収金の公会計化については、職員体制の整備、業務システムの導入、債権管理に係る区長部局との調整などの課題があることから、他自治体の先行事例の調査・研究や課題の整理等を十分に行う必要がある。

⑤教職員の負担軽減を図るため、全小・中学校全校に配置する。

⑥指導員の配置にかかる財政負担が大きいため、東京都の補助金が終了した場合、予算の確保が難しい。また、配置が必要な部活動は教員の人事異動によって変わるため、タイトなスケジュールで採用活動を行う必要がある。

⑦相談実績が少ないため、制度の周知を図っていく必要がある。

---

**【評価対象年度以降の事業の取組方針】**

①引き続き、適切な勤務時間の把握に取り組んでいく。

②令和2年度までに小中学校全校(47校)の整備が完了した。経年劣化により老朽化している電話機については、適宜入替えを実施し、継続して教職員の負担軽減を図る。

③引き続き、教職員の校務に関する負担の軽減を図るため、校務支援システムの維持管理、教職員からの問い合わせへの対応、校務支援システムに関する研修(動画閲覧型)を実施し、必要に応じて、システムカスタマイズを実施する。

④他自治体の先行事例を踏まえ、学校徴収金業務の効率化のための取組を検討・実施し、教員の負担軽減を図る。

⑤引き続き全小学校を対象に配置を継続するとともに、全中学校への配置に向けて取り組む。

⑥引き続き東京都の補助金を活用しながら、ホームページや北区ニュースなども積極的に活用することで人材確保に努め、全中学校への配置を目指す。また、国が進める部活動の地域移行について検討を進める。

⑦引き続き、定例校園長会等で周知を行っていく。

---

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部学校支援課】

【教育振興部学び未来課】

【教育振興部教育政策課】

## 9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- ・学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築又はリニューアル事業を実施します。
- ・安全・安心で快適な施設環境を維持するため、適切な維持・保全を確実に実施します。
- ・今後の児童・生徒の人口推計等を踏まえ、学校の施設整備をはじめとする、将来の人口を見通した施策を展開していきます。

### 【主な施策】

(27) 長寿命化計画の推進

(28) 学校施設設備等の整備の推進

(29) 区立小学校の適正配置の推進

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な教育環境の充実を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校施設の改築を推進する。

《事業のねらい》

従前の改築ペースを維持しながら、計画的に改築に取り組むことで、「教育先進都市・北区」に相応しい学校施設を整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【令和3年度実績】		
① 王子第一小学校改築事業	新築工事、竣工	→ 新築工事、竣工
② 西が丘小学校改築事業	新築工事	→ 新築工事
③ (仮称)都の北学園	新築工事	→ 新築工事
④ 堀船中学校改築事業	繰延べ	→ 繰延べ

評価	【評価理由】 『令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」』の影響により堀船中学校改築事業が繰延べとなったため、評価はBとする。
	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響や燃料価格の高騰などの動向を踏まえながら、改築事業への影響を最小限に留める必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、順次計画的な改築に取り組む。令和4年度に、堀船中学校の改築事業を再開し、基本設計に着手する。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 学校施設のリニューアル（長寿命化改修）事業の推進

《事業概要》

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき既存の学校施設を、目標使用年数である80年以上使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、「リニューアル（長寿命化改修）」を順次実施する。

《事業のねらい》

既存校の長寿命化を図ることで、学校施設の整備をより計画的に推進し、教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【令和3年度実績】		
① 飛鳥中学校リニューアルモデル事業	リニューアル工事、竣工	→ リニューアル工事、竣工
② 滝野川第四小学校リニューアル事業	設計、仮設校舎建設、リニューアル工事	→ 設計、仮設校舎建設、リニューアル工事
③ 谷端小学校リニューアル事業	事前調査、増築棟設計	→ 事前調査、増築棟設計
④ 校庭整備（王子第二小）	整備、完成	→ 整備、完成

評価理由】  
各事業目標を概ね達成することができたため、評価はBとする。

【課題】  
本事業の推進にあたっては、居ながら工事による騒音・振動等や学校施設内への仮設校舎設置の影響による運動場の代替施設の確保などの課題を学校現場と十分調整し、計画的な事業の推進を図る必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

計画的にリニューアル事業を推進し、教育環境の充実を図る。

【教育振興部学校改築施設管理課】

取組の方向 9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

事業名 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

《事業概要》

当面の間、児童・生徒数の人口推計が増加傾向にあるため、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口等推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行う。

また、分析の結果等に基づき、普通教室等の確保策を検討・実施する。

《事業のねらい》

区立学校における良好な教育環境の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
関係部課による横断的な情報共有・検討	毎年、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を行い、普通教室等の確保策を検討し、教育環境の確保・充実を図る。	→ 会議を4回開催。令和4年度以降の対応策を検討して、今後の取組に反映させることとした。

評価

【評価理由】

良好な教育環境の確保に向けて、区立学校を、対応策の具体化を図る学校と、対応策検討の要否について引き続き注視する学校に分類し、35 人学級の段階的実施の影響も踏まえた令和4年度以降の対応策を検討して、今後の取組に反映できたため、評価は A とする。

A

【課題】

児童・生徒数の増加には地域的な偏在があり、普通教室の確保が課題となる学校がある一方、依然として適正規模を確保することが難しい学校が見受けられる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

すべての学校が充実した教育活動を展開できるように、今後も、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を踏まえ、各学校の諸室の利活用状況を精査し、他自治体の活用事例も参考にしながら教室確保策を検討・実施して、良好な教育環境の確保に努める。

【教育振興部学び未来課】

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部学校改築施設管理課】

【教育振興部学校支援課】

## 10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

- ・生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体と連携した多岐にわたる支援を行います。
- ・児童・生徒が抱えるいじめ・不登校等の課題、親子関係や貧困等の家庭環境を原因とする課題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や社会資源との連携を図り、課題解決に向けて相談等の支援を行います。
- ・子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。

### 【主な施策】

(30) 学びのセーフティネットづくり

(31) 教育相談体制の強化

(32) 子どもの居場所づくり

(33) 高校・大学との連携

(34) 企業・NPO等との連携

事業名 スクールソーシャルワーカーの拡充

《事業概要》

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等での様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援のため、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を一層推進し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っていくため、スクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携等を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① SSW人員体制	6名体制（1名増）	→	5名体制（現状維持）
② SSW相談、活動実績	(1) 研修 年4回実施 (2) 相談件数 (総数 213 件) (3) 活動件数 (総数 5,882 件)	→	(1) 研修 年4回実施 (2) 相談件数 (総数 226 件) (3) 活動件数 (総数 6,287 件)
	<内訳>面接、訪問、連絡・連携		

評価 【評価理由】

A SSW人員増については、新型コロナ禍に伴う財政事情を考慮し、1年先送りとなったが、児童・生徒の支援、社会資源との連携等は、今まで通り図ることができた。相談、面接等の活動は、目標の令和2年度実績を上回った。また、研修についても、令和2年度と同様に年4回実施した。

【課題】

本事業により適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

SSW職については、学校や教員との連携、情報共有を推進し、社会福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、社会資源との関わりを持ちながら、今後とも問題解決に向けて取り組んでいく。また、質の高い人材を確保するとともに、研修や育成体制を整えていく。

また、SSW人員体制については、1名増員して6名体制に拡充していく。

【教育振興部教育総合相談センター】



### Ⅲ 学び合う絆をつくる

#### 1 1 家庭の教育力の向上を支援する

- ・区民との協働による図書館づくりを進めることにより、学校図書館や地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進します。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援するため、小・中学校の母親・父親のニーズに応じた講座の充実を図ります。
- ・子育て支援の輪を広げるため、子育て中の父親、母親向けの各講座を充実させるとともに、育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの子どもの教育について啓発を行うなど、家庭教育に関する支援を充実させます。
- ・子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ・生活のなかに多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事に関する相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。

#### 【主な施策】

(35) 子どもの読書活動の充実

(36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

(37) 保護者への支援

事業名 家庭教育学級等の充実

《事業概要》

家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるための知識の習得を目的とした区民を対象とする講座で、小学生親コース、小・中学生親コース、父親コース、日曜コース等を開催している。

《事業のねらい》

子育て世代の悩みや不安を解消するための講座の実施や、親としてのあり方を考える機会を提供することを通して、家庭における教育力の向上を支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

		(目標)		(実績)
家庭教育学級	父親コース	20組	→	中止
家庭教育学級	小・中学生親コース	20人	→	中止
				(応募は20人)
家庭教育学級	小学生親コースⅠ	20人	→	12人
家庭教育学級	小学生親コースⅡ	20人	→	14人
家庭教育学級	日曜コース	20人	→	18人
家庭教育学級	幼児・小学生(低学年)親コース	20人	→	23人
				(オンライン開催)

評価 【評価理由】新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、可能な限り感染防止対策をとったうえで開催した。また、幼児・小学生(低学年)親コースについて、オンラインで実施した。

B 【課題】地縁・血縁関係の希薄化の現状があり、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加しており、家庭教育学級等の事業の更なる充実が求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家族とのふれ合いを通じて基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心を身に付けるなど重要な役割を担うものであり、すべての教育の出発点となる。

本事業は、講座を通し、各家庭において親子関係を考える機会を提供するもので、時代をこえて継続して実施する必要性が高い。

今後も、前年度のアンケートなどを分析して区民の要望・ニーズを的確に捉え、家庭教育力の向上に寄与する事業として推進していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

## 1 2 地域の教育力の向上を支援する

- ・地域のスポーツ・文化活動等の拠点となる学校施設の利用促進や環境整備を推進します。
- ・学校と地域の連携・協働による取組のなかで、区民の生涯学習の推進や、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するよう、環境整備を図ります。
- ・次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長ができるよう、地域と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。
- ・区民の社会教育活動を支援します。

### 【主な施策】

(38) 地域との協働

(39) 青少年教育の振興

(40) 社会教育活動の支援

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、区民の生涯学習やスポーツ活動の推進を図る。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、区民の生涯学習やスポーツ活動の場を拡充し、区民活動の活性化につなげる。

また、貸出制度に関し、受付方法の見直しや手続の簡素化について検討を進め、利便性の向上を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① 利用実績（学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放）	136,938人 (前年度実績)	→	202,558人
② 地域開放制度の見直し	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（3校）。	→	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（3校）。

評価 【評価理由】

以下の課題があり評価はBとする。

【課題】

B 学校設備等使用制度での貸出において、副校長の事務負担が大きく、利用団体も固定化している現状がある。令和元年度に対応を検討し、令和2年度より、3校でモデル実施をしたが、費用対効果等を検証した結果、拡大を取りやめることとなり、新たな地域開放制度の検討が課題となる。令和3年度より予約受付・利用料支払いをインターネット上で行うことのできる【リモートロック】の導入を検討したが、費用負担が大きく見送りとなった。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和2年度と比較し、新型コロナウイルス感染拡大に落ち着きが見られ、利用者数は増加しているが、区民活動活性化のため継続して地域開放に取り組んでいく。

また、学校設備等使用制度については、【リモートロック】モデルの推進が頓挫する形となってしまったが、地域開放制度の見直しを引き続き行い、低予算で利用者の利便性向上が可能な方策を検討していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

### 1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

- ・区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進します。
- ・図書館の利便性の向上に努めるとともに、区民との協働による図書館づくりを進めます。

#### 【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

事業名 地域活躍ステップアップ事業

《事業概要》

区と文化センター、近隣大学との間で適切に連携、役割分担を図り、ICT、語学、子育て等の魅力的、効果的な講座を企画し、その事業運営だけでなく、活躍の場（養成機関）まで受講生がステップアップできるようなコーディネート機能についても文化センターへ委託する。

《事業のねらい》

「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、文化センターで学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元していく仕組みをつくる。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
仕組みづくりの検討		
①主管課検討	1回	→ ①コロナ禍で文化センターの各事業が大幅に縮小となったため、具体的な事業の検討には至らなかった。
②庁内検討	1回	→ ②高齢福祉課及び所管のいきがい活動センターきらりあ北指定管理者、当課及び文化センター指定管理者で連絡会を行い、情報共有を図った。また、きらりあ北を見学し、連携のあり方を検討した。

評価	【評価理由】
	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の具体的な検討には着手できなかったが、関係課との間で可能な限り情報の共有化ができた。
B	【課題】
	新型コロナウイルス感染症の影響による財政緊縮化のため、令和4年度の予算措置が見送られた。関係課の情報共有を引続き進めるが、コロナ禍で文化センターとどこまで講座内容等の協議を進められるかが課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

今後の事業検討の進捗も感染症の収束状況に左右されるが、できることを進めていく。

具体的には、関係課である高齢福祉課所管のきらりあ北と文化センターで連携し、各施設の利用者が相互にアクセスできるような仕組みづくりを実現する。また、文化センターの既存講座、区直営のことぶき大学、区民大学等、既存事業の中でも事業の趣旨を実現していく。

## 1 4 文化・芸術活動を振興する

- ・ 幼少期から北区の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ心を育てます。
- ・ 北区の歴史、自然、文化などに関する展示や調査研究を行う地域の郷土博物館である飛鳥山博物館の利用促進を図ります。
- ・ 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、次世代に継承していきます。
- ・ 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- ・ 子どもたちの活躍を顕彰し、北区の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。
- ・ 子どもたちが文化芸術活動にふれあい、体験できるような機会を作ります。

### 【主な施策】

(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

(45) 文化財の保護・活用と保存・継承

(46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡が多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」をまとめ、平成30年度から令和元年度にかけて、保存活用計画を策定した。これに基づき令和2年度には整備基本計画を策定した。なお、令和3年度は基本設計を策定する予定であったが、緊急財源対策として繰延べとした。

また、令和3年度は史跡や文化財を紹介する講座事業5講座を、北区指定文化財の解説会を2回開催し、119名の方々が参加された。その他の講座は新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止とした。

《事業のねらい》

史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。

中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数5講座以上 参加者数は各講座の定員の80%以上	→	5講座開催 参加者数93名 (定員数104名) 参加率89.4%
北区指定文化財の解説会の開催と参加者数	開催数1回以上 参加者数は定員の80%以上	→	2回開催 参加者数26名 (定員数28名) 参加率92.8%

評価	【評価理由】
	講座、解説会とも参加者数が80%を超えているので評価はAとする。
A	【課題】
	個人でも区内の史跡や文化財をめぐるような仕掛けづくりの開発が課題である。



---

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

北区の史跡や文化財を紹介する講座の充実を図る。中里貝塚においては、整備基本計画に基づき基本設計、実施設計を行い、史跡整備を進めていく。

---

【教育振興部飛鳥山博物館】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価（令和3年度分）報告書に関する意見

東京福祉大学元教授  
山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書（以下「報告書」という。）を拝読した結果、標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第2項に基づき以下に意見を述べる。

## 所見

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で行動制限がかかり、東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行が思うに任せない厳しい状況であったかと推測する。厳しい状況下でも北区教育委員会では報告書に記載されていない事務の管理や執行も含めて多くの事業が、真摯に進められてきたことに敬意を表したい。

ただ、報告書の内容を見る限りでは、行動制限の有無に関わりなく創意工夫を凝らせば進められたと思われる事業をコロナ禍であることを理由にして目標の達成が困難であったとしていると思われる事業無しとはしない。令和4年度は、感染対策に十分留意しながら、事業が順調に進められることを願うものである。それは教育行政について区民への責任ある立場である教育委員会としての責務でもあると考える。

教育委員会の活動状況については、「北区教育ビジョン2020」の重点事業となっていないために点検及び評価の対象外となっているが、その重要性に鑑み所見を加えた。また、点検及び評価結果A、B、Cに関係なく、たとえ評価がAであっても改善の余地や目標設定に課題があるものについては意見を述べた。一方、B評価であっても諸般の事情からA評価は困難であったものと思われるものについては、意見を割愛した。

### 1 教育委員会の開催状況について

#### イ 総合教育会議

総合教育会議については、地方公共団体の長が招集すると地教行法第1条の4第3項にある。原則として招集の権限は区長にあるとされていても令和3年度に開催された総合教育会議が1回だけでは、北区の教育行政の振興・充実という

点から教育委員会として懸念を抱くことはなかったのか気になるところである。

この総合教育会議が新たに設けられたのは「大津市のいじめ自殺事件」が一つの契機ではあったが、総合教育会議の設置により、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として、平成 26 年の地教行法の法改正により新たに規定されたものである（同趣旨 木田宏著 教育行政研究会編著 逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 版 第 1 法規 97 頁）。

地教行法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号には、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」について協議などを行うために総合教育会議を設けることになっている。

第 1 号に該当する事項として想定されているものとして、下記の内容が考えられると上記の木田宏著の逐条解説書は述べている。

- ・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整をすることが必要な事項
- ・ 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその他の連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

以上のような多岐にわたる内容について、総合教育会議では協議・調整することを想定している。協議・調整することを想定している事項を踏まえて、令和 3 年度の教育委員会会議の議案・報告を拝読すると、果たして年 1 回のみの総合教育会議の実施でその設置目的を果たすことができたのかと危惧するところである。すなわち、総合教育会議の設置目的を勘案した場合に年 1 回のオンラインによる会議で区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して北区の教育行政を推進できたのか、総合教育会議の現状について教育委員会としての所見を知りたいところである。

もとより、総合教育会議の招集の権限は区長にあるとはいいいながらも、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる（地教行法第 1 条の 4 第 4 項）とあることと総合教育会議の教育行政における重要性を鑑みれば、年 1 回のオンライン開催に教育委員会は危惧し、対応策を講ずるべきではなかったのかと老婆心ながら案ずる。

総合教育会議以外に区長部局と教育委員会事務局とで日頃から緊密な情報交換や協議がなされていることとは思うが、総合教育会議の設置目的からは改善の余地無しとはしないのである。

## 2 教育委員会の活動状況

### イ 研究協力校発表会

コロナウイルスの影響で令和 3 年度は、コロナ禍以前のような形の研究発表会が行われたか否かについては文面上からは定かでないし、また教育委員が発表会に何回参加したかも同様に定かではないので、参加回数について触れることはしない。そこで、学校訪問や研究協力校発表会への参加の意義について考察を加える。

教育委員会にとって学校訪問や研究発表会に参加することの第一義は、現在の教育課題とその課題解決の為の方策や実践の様子を直接知ることである。そのことが、教育行政の現状把握に繋がると考える。その為には、研究協力校には校内で研究を行っている(研究授業や研究課題についての校内研修会など)ところに、参加した上で発表会に臨むことが、参加の意義が深められ、教育委員自身の責務である教育行政への貢献に資するものと理解したい。発表会への参加が関係者への激励という文言からは、教育課題に真摯に向き合って日夜奮闘努力している研究協力校の教職員と共通の土壌の上で教育活動の充実に努めることは困難である(下線部筆者)。研究の成果を教職員と教育委員とがともに喜び合う基盤に立つことが教育活動の充実に繋がる第一歩である。激励という文言にはどこか第三者やお上の感覚がしないわけではない。激励とは研究を進めてきた教職員と研究内容について共感できるだけの理解があってこそ関係者への励みとなるのである。別言すれば、教育委員と教職員とがより良いパートナーシップを保つことが研究の充実に繋がると考える。

### ウ 学校ファミリーの日

学校ファミリーの考え方は、今から 20 年近く前に東京都北区教育委員会が創出したものであり、幼小保連携教育の嚆矢となっている考えであり、今日の幼(保)小中一貫教育の橋頭堡としての役割をもっている。また、北区で取り組んでいる小中一貫教育の在り方を考え、実践するためには看過できない考え方である。学校ファミリーの重要性を考えたとき、コロナ禍とは言え教育委員会の訪問が 1 回のみで所期の目的を果たせたのか疑問である。

すなわち所期の目的である、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理

解・啓発を図るための助言を行い、学校ファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有」が年1回の訪問で果たせたかは疑問である。

教育指導課の指導主事などが、学校訪問をコロナ禍といえども数多く行っていると推察するが、教育委員の年1回の訪問では学校ファミリーについて保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行ったり、学校ファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報を共有したりすることが可能だったのかという疑問が残る。

令和4年度は、コロナ感染防止のための行動制限も解除されていることから、実態把握に努め、教育委員として学校ファミリーについての理解・啓発を図るための助言を行い、学校ファミリーごとの活動内容や幼児・児童・生徒等に関する情報の共有に余念がないことを教育行政充実のために期待する(学校ファミリーの内容そのものについて保護者や地域住民の認知度が低いことから理解・啓発のための具体的な助言はどのように行われているのかも気になるところである)。

### 3 点検及び評価の実施方法

#### ア 対象事業

長なわトライ、イングリッシュサマーキャンプ、中学校海外交流事業については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、今年度は評価対象外としたとある。同様に評価対象外とした方が妥当と思われるものが、東洋大学連携事業である。この事業は北区教育委員会だけでは進められないことや事業内容からもコロナ禍では実施が困難であったと思われる。このような場合は、東洋大学との連携事業を評価するのではなく、事業のねらいである「児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図る」に視点を置いてコロナ禍における目標を設定しなおして実績を評価すべきではなかっただろうか。

### 4 点検及び評価シート

#### (1) 事業名 施設一体型小中一貫校の設置

本事業のねらいは、「学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進すること」である。ところが、このねらい(特に下線部分。下線は筆者が追記)と評価対象年度における目標と実績との間には乖離がある。何故ならば、目標は、「学校経営検討委員会において、校章・校歌・学校用品・通学路およびPTA活動などの学校運営に関する事項について協議する」とあるが、この目標と事業のねらいと、特に下線部分とに整合性を持たせることは難しい。ここで示されている目標は、小中一貫校(より正確に言えば都の北学園は義務教育学校である)の開設に向けての検討課題についてである。

この目標と事業のねらいの後段である区内小・中学校における一貫性のある教育を推進に結びつけても、目標である「学校経営検討委員会云々」の文言は統合校や新設校における検討課題としても一般的に考えられることであって、義務教育学校プロパーの課題ではない。

また、神谷中サブファミリーにおける研究指定校としての研究の箇所が実施と明記してあるが、研究内容の要素の一つである「教科担任制の導入」が後述の評価ではCとなっていることから、実績を実施とし、評価をAとしていることには矛盾を感じる。

## (2) 事業名 教科担任制の導入

《事業概要》には、「小学校や義務教育学校の前期課程における特定の教科について「教科担任制」を導入し、より深く分かりやすい授業を行う」とある。これを受けて、「小学校において専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年、専科のまとまりで、より多面的、多角的な児童理解の促進を図る」ことが《事業のねらい》となっている。

《事業のねらい》の文頭の小学校における文言は、事業概要を受けると、小学校や義務教育学校の前期課程の文言に修正した方が適切である。また、このねらいの内容は、専門性の高い教科指導や専科のまとまり（専科のまとまりの意味が曖昧であるが）という文言を除けば、教科担任制を実施していない小学校でも行われている教育内容である。教科担任制特有のねらいをも加味すべきである。

以上のことを勘案すると、北区における教科担任制のねらいのポイントは、専門性の高い教科指導と専科のまとまりと理解する（巷間、教員の働き改革の視点をも加味した教科担任制の導入を行っている自治体も多数存在するが）。そのことを念頭に置いた上で、評価対象年度における目標と実績を見ると、神谷中サブファミリーカリキュラム検討委員会の実施状況を評価内容としている。令和6年度に発足する義務教育学校である都の北学園の母体となる小学校2校を教科担任制のパイロット校として教科担任制を進めて、全区に広げる考えを評価内容とすることには左祖できる。

今後の取組方針では、令和5年度に理科、社会等（等とはたとえば英語や算数などを視野に入れているのか曖昧である）において教科担任制をモデル実施し、その年度に北区教育委員会研究指定校の研究発表会として、その成果を発表するとあるが、文面からのみの判断であるが、現在の進捗状況では、かなりのでこ入れをしなければ成果発表が中途半端になり、モデル校として教科担任制が全校波及への好影響をもたらすとは言いきれないと推測する。

行動制限が解除されている現状を踏まえて積極的かつ機動的な取り組みが臨まれる。多くの自治体では先進的に教科担任制が導入されているのであるから、教育委員会と学校とが連携して情報収集に努めるべきである。また、人材確保にとらわれると教科担任制はなかなか進まないものである。人材についての条件はどこ自治体も同じと考え、人材は育成するものとの発想を以て教科担任制を進めることが、今日の教員の人事行政の実態からは言えるのである。

### (3) 事業名 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

評価対象となる目標に対して実績が0であるから、評価はC、もしくは評価できる状況になかったと考えられる。10頁に記載してある点検及び評価の②評語の定義を読むと評語Bについては、概ね順調に実施されている（目標に対する実績の割合（達成率）が概ね70%以上90%未満）とあり、目標に対する実績の達成率は0%であることから、評価Bには該当しないと考えられる。

どのような理由で、派遣が0回となったのかは、残念ながら課題や評価対象年度以降の事業の取組方針を熟読しても理解できない内容である。事業の概要や手順についての周知が学校に対して徹底されていなかったために、学校からの要望がなく派遣が0だったのか。それとも、昨年度までの専門家チームの指導や助言が学校側の要望に添ったものでなかったのが要望がなかったのか不明である。

授業の充実のためには指導や助言・支援の在り方や内容について教育総合相談センターのみの協議ではなく、学校関係者との協議や合議の上、次年度の取組方針を検討されることが臨まれる。

### (4) 事業名 検定料補助事業

《事業のねらい》は、児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るためとあり、《事業概要》として、小中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助するとなっている。

以上のことを前提とすれば、本来、検定志願率の目標は検定対象者全員の100%であるのが、北区立の小・中学校に在学する児童・生徒への税金の公平な使い方として妥当であろう（このような事業の場合は、受験対象の児童・生徒の人数分（原則として対象学年の全児童・生徒）で予算化することは、実際の受験人数との間に一定の齟齬が生じても許されるケースである）。

確かに、現実には、本事業は強制受験的な事業ではないので諸般の事情で受験を希望しない児童・生徒に受験を強制することは不可能であると考えられることから、目標を50%～60%にしたのではないかと一つには考えられる。ただ、目標となっている数値、50%～60%が何を根拠としているのかが理解しがたい。例

年の受験状況を踏まえての目標値であれば、安易な目標設定であると指摘されかねないのである。昨年度より高い目標値を設定して、《事業のねらい》充実を図るべきである。

今後は、課題や評価対象年度以降の事業の取組方針で述べられているように、受験率の増加を図るために、補助対象となる実施回数を増やしたり、公費受験の対象となる検定日程について柔軟に対応したりするほか、受験案内を積極的に教育委員会と学校とが連携をとりながら受験率の向上に努めることが《事業のねらい》を高めるためには必要と考える。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】の後段に記載してある「合格率については引き続き各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく」との文言があるが、これは昨年度の内容と同じであり、取組方針としての進歩が見られない。北区は公費受験を制度化しているのであるから、各検定協会に受験の趣旨を説明するとともに教育委員会としては今後の指導に活かすために（その為の公費受験である）受験結果を知ることは個人情報保護に抵触するものでないことをも理解させ、合格率（少なくとも各学校の得点状況）を把握し、今後の各学校での指導に活かせるようにすることが税金の有効な使い方であり、教育委員会としての取組みである。

#### (5) 事業名 教員の質を高める方策についての検討

「学び続ける者こそ教師たり得る」という寸言がある。教師一人一人にとって研修（学び続けること）の大切さを述べたものである。《事業概要》では、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら教員の質を高める方策について検討する、となっている。また、《事業のねらい》では、北区立の幼（幼保連携型の認定こども園をも含む）・小・中学校などで勤務する教員について、「これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」や今日的な教育課題などについて自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する為の実践的な研究を行う研究者的な視点をももった教員を育成・確保する」（下線部筆者が追記）と、ある。

《事業のねらい》の幾分か、教職大学院の研究生のことを視野に入れた内容となっているが、教員の質を高めるための方策は「教職大学院派遣研修」に特化されるものではない。教員の質を高める方策として教職大学院派遣研修終了者に北区教育委員会で実施する研修会の講師等（この場合の等が何を意味するか不明である）を務め、北区立学校の教員に対して、大学院で学んだ指導法や指導技術、成果等を還元させることが教員の質を高める方策として書かれている。文言からは必ずしも明らかではないが、北区立学校の教員に研究成果を還元すること（教



職大学院の派遣修了者だけでなく、北区立学校の教員にとっても)が、教員の質を高める方策と考えているものと推察される。

ただ、そのことに関連して、《評価対象年度における目標と実績》についての内容は、教職大学院の派遣が教員の質を高める方策と読み取れる。すなわち、教員の質を高める方策について目標として示されているのは教職大学院への教員1名派遣である。実績は教職大学院への教員1名であるから、教員の質を高める方策がこの目標や実績で妥当であるか否かをいったん捨象したとしても数字だけを見れば、1名に目標に対して1名の実績であるから通常の評価はAとなるはずであるが、Bとなっている。

評価がBとなったのは、課題に記載してある派遣後に当該教員が他地区に異動し、区内の教員に還元させるための方策を取り得なかったから、Bとしたのであろうか、しかし、それは評価理由に記載されていないので、評価の対象外であり、B評価の意味が不明である。

いずれにしても、教職大学院の派遣修了者の研修成果を北区立学校の教員に還元させることのみで教員の質を高める方策として掲げることは、教員の質を高めるための方策としては、あまりにも局所的な考えと言わざるを得ない。

#### (6) 事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革

本事業は、北区の教育が名実ともに教育先進都市と言いうるためにはスローガンやキャッチワードで終わってはならない。教育先進都市・北区を支えるための事業であることから、この事業のもつ重要性は多大であると考える。

平成30年2月9日(29文科初第1437号)の「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組について」(通知)を受けて、北区においても策定した、平成31年3月に「北区立学校における働き方改革推進プラン」(以下「推進プラン」と表記する。)を策定した推進プランに沿って着実に学校における働き方改革が進められていることは、教育先進都市と名乗るに相応しい取り組みである。

北区における働き方改革は拙速に進められてはならないが、教育先進都市に相応しい働き方改革が確実に進められなければならない。その視点から《評価対象年度における目標と実績》について意見を述べる。

まず、②のメッセージ機能付き電話の導入であるが、夏季休業中の学校閉庁日や閉庁日のメッセージの内容が適切と思われぬ。あのメッセージの内容では一体、何時からいつまで電話の応対に出る職員がいないのかがはっきりしないのである。また、メッセージの内容は、電話の翌日〇時にかければ通じるとの誤解を与え兼ねない内容でもある。緊急事態が生じた場合に保護者には何らかの方法で

学校閉庁日でも連絡が取れるようになってきていると思われるが、外部の者にとっては、はなはだ不親切なメッセージの内容であり、検討を要すると思われる。北区立の全小中学校（幼稚園を除いた意味は？）にメッセージ機能付き電話が導入されたことで評価を A としてあるが、メッセージとしての機能を十全に果たしていないので課題が残る。

次に、④の学校徴収金の公会計化は、推進プランでは、令和 6 年度まで検討となっていたと記憶するが、果たして令和 6 年度まで調査、検討の時間を要するような内容であろうか。

全国の自治体では、学校徴収金の公会計化が実施されているにもかかわらず、教育先進都市・北区での実績が十分な調査、検討を加えなかったとのことで済まされるのだろうか。

自治体通信 Vol. 28（2021 年 2 月号）によれば、令和元年 12 月 1 日を基準日として学校給食を実施している全国 1,779 の教育委員会からの回答では、学校給食費の公金化について 26%の教育委員会が既に実施しているとある。本区のように準備・検討段階の自治体を含めると 57.1%である。これは、学校給食費の公会計化のみについての調査結果であるが、教育先進都市・北区と名乗るに相応しい働き方改革と言えるだろうか。学校徴収金の公会計化が迅速に進められることを期待する。

因みに、先述の自治体通信の表題は「国が推す教育現場の負担軽減策、学校給食費の『公会計化』を促進せよ」であり、執筆者は、当時の文部科学省初等中等局の平山直子健康教育・食育課長である。この表題からも学校徴収金の公会計化（すなわち働き方改革）が思うように進まない現状についての文部科学省の切齒扼腕ぶりがうかがえるのである。

最後に⑦の学校法律相談制度の導入であるが、制度導入をもって A 評価とするのは、躊躇を覚える。いわゆる学校法律相談制度が有効に機能しているか否かが評価のメルクマールになると考える。何故ならば、制度導入だけでは働き方改革の役割を必ずしも果たしているとはいえないからである。

学校法律相談制度は、名称から推し量って全国のいわゆる学校法律相談制度の先駆けとも言える東京都港区の学校法律相談制度（平成 19 年度導入）を参考にして進められたのかもしれないと思うので、自明のことかとは思いますが課題解決方法や今後の取組について港区の状況を踏まえて卑見を述べる。

港区でも発足当時は相談件数が多くなかった。教育委員会で調査してみると、学校で抱えている様々な課題があるが、その中のどの課題が法律相談の対象となるのかが校長始め教職員には分からなかったために、相談できなかったとのことであった。また、弁護士に相談する内容となれば重大な事態が生じたのかと誤解

されかねないとの危惧があり制度活用へのハードルが高かったとの調査結果であった。

港区の場合は、港区法曹会に区教委が業務を委託する形をとり、港区立幼・小・中学校全ての学校に担当弁護士を割り当て、日頃から担当弁護士との交流をも実施している。たとえば、コロナウイルスの影響を受ける以前は、担当弁護士に学校だよりを配布したり、学校行事に招待したりして学校の実態を知ってもらう（学校の実態を知らなかったり、学校教育に関する法規に精通していなかったりして却って問題を深刻化させた弁護士もいたこともあったため）と、ともに気軽に相談できる体制を進めてきた。その結果、平成 29 年度の相談件数は 40 件で、30 年度 71 件、令和元年度 90 件であり、相談件数は増加傾向にある。港区の場合は、教職員のみでなく子どもや保護者・地域住民などからの相談も受けており、教職員の相談件数を上回ることもある。また、平成 28 年度からは、弁護士の指導・助言に基づく対応で解決に至らない場合に、学校と保護者等との面談への弁護士の同席制度を設けている。

一方、校園長への学校法律相談制度の周知方法として年 1 回、弁護士による校園長に向けた研修会を実施している（今年度も先日開催されたと港区の校長から教えて貰った）。コロナウイルスの影響を受ける以前は、研修会後に懇親会を設けて校園長たちが気楽に弁護士たちと話し合える雰囲気醸成し、学校法律相談制度を身近なものとして働き方改革につなげている（学校法律相談制度が発足した当時は、働き方改革の意識は無く、法的問題になり得る課題へのサポートとの意識が強かった。それが今日でも続いている）。

北区の場合は、学校法律相談制度が緒に就いたばかりなので、多くのことを求めるよりもまずは、幼稚園（認定こども園を含む）や小・中学校が抱えている課題や、想定できる課題などを法的問題であるか否かを問わず提出して貰い、教育委員会で精査してその中のどのような内容が法律相談制度の対象となり得るかを具体的な例を挙げて校園長会に提示することから進めたい（校園長の多くは、教育条理や教育的配慮によって解決を図ろうとするが、法化社会となっている今日では、それらのみでは解決に困難を来す場合があることも示唆する必要がある）。また、教育委員会でも今まで対応した事例なども含めて提示することから取り組みたい。

上述の港区での校園長たちを対象とした研修会は港区法曹会の弁護士が講師であり、研修内容は、資料を見る限りでは主に学校事故に関する判例の提示である。法曹関係者のみならず教育行政に携わる者（当然のことながら校園長たちも教育行政に携わる者である）にとっても判例のもつ意味は重要であるが、それをどのような切り口で講演できるかが問題であり、研修会を実施するについて講師

の選択や研修内容については、十分な配慮が必要である。すなわち、学校の実態を踏まえた内容でなければ校長たちには、理解しがたく、研修の成果が得られにくいと思われる（受講した校長たちの感想）。

教育先進都市・北区に相応しい学校法律相談制度の充実を期待する。

以上



# IV 「北区子ども・子育て支援計画2020」

## (1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

### 基本方針と5つの施策目標及び個別目標

基本方針	施策目標	個別目標
”子育て”への支援	1 家庭の育てる力を支援	①多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 →
		②子育てに関する相談・情報提供の充実 →
		③親育ちへの支援 →
		④妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 →
		⑤経済的負担の軽減 →
	2 子育て家庭を支援する地域づくり	①地域における子育て家庭への支援 →
		②健やかに育ち、育てる地域活動の促進 →
		③地域における子育てネットワークの育成・支援 →
		④地域における子育て支援の担い手の育成 →
		⑤子どもの安全を確保する活動の推進 →
”すべて”の子育て家庭への支援	3 未来を担う人づくり	①就学前教育の充実 →
		②教育の場における子育ての支援 →
		③自己実現の場と体験機会の提供 →
		④こころとからだの健全な成長への支援 →
		⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保 →
”まちぐるみ”での子育て支援	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	①児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 →
		②障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 →
		③ひとり親家庭への支援 →
		④生活困窮家庭への支援 →
		⑤多文化共生に向けた支援 →
5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 →
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備 →
		③男女が共に担う子育ての推進 →

【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な取組事業

《取組事業》

1)保育所待機児童解消 2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3)認可保育園 4)地域型保育事業 5)認証保育所 6)家庭福祉員 7)私立幼稚園の預かり保育 8)乳幼児ショートステイ事業 9)子どもショートステイ事業 10)子どもトワイライトステイ事業 11)一時預かり保育事業 12)緊急保育事業 13)延長保育 14)休日保育事業 15)年末保育事業 16)夜間保育 17)病児・病後児保育(施設型) 18)病児・病後児保育(利用料金助成型) 19)保育人材の確保支援

1)利用者支援事業 2)子育て世代包括支援センター事業(はびママたまご・ひよこ面接) 3)子ども家庭支援センター事業 4)子ども・教育に関する複合施設の整備 5)子育てガイドブック、子育てマップの発行 6)「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7)子育て福袋の配付 8)子育て支援情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 9)子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」の充実

1)はびママ学級・パパになるための半日コース 2)親育ちサポート事業 3)地域育て合い事業 4)乳幼児クラブ活動

1)妊産婦健康診査 2)妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 3)産前産後セルフケア講座 4)産後テイケア事業 5)産後ショートステイ事業 6)安心ママパパヘルパー事業 7)乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)

1)学校給食費保護者負担軽減事業 2)私立幼稚園等入園祝金交付事業 3)ファミリー世帯転居費用助成 4)親元近居助成 5)児童手当の支給 6)子ども医療費助成

1)子育てひろば事業 2)幼稚園・こども園における地域子育て支援活動 3)保育園における地域交流活動事業 4)ファミリー・サポート・センター事業

1)協働による地域づくりの推進 2)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 3)子ども食堂ネットワーク構築支援事業 4)青少年地区委員会活動推進事業

1)児童館ネットワーク事業 2)北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】

1)子育てアドバイザー研修 2)研修生の受け入れ

1)子ども見守りネットワーク 2)安全・安心情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 3)子ども防犯教室 4)不審者対応訓練 5)通学路の交通安全対策 6)保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用 7)区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新 8)学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用 9)安全・安心な給食の実施 10)地域ふれあいパトロール事業 11)総合的なたばこ対策の推進

1)きらきら0年生応援プロジェクト 2)区立認定こども園の設置 3)私立幼稚園協会への補助 4)幼稚園の教育活動の充実 5)保育園職員等各種研修

1)学カフォローアップ教室 2)学カパワーアップ事業 3)中学校スクラム・サポート事業 4)本気でチャレンジ教室 5)サブファミリーによる特色ある教育の推進 6)施設一体型小中一貫校の設置 7)ICT教育の推進 8)情報教育の推進 9)プログラミング教育の推進 10)イングリッシュサマーキャンプ事業 11)中学校生徒海外交流事業 12)理科大好きプロジェクト 13)英語が使える北区人事業 14)SDGsの達成に向けた教育の充実 15)魅力ある学校図書館づくり事業 16)検定料補助事業 17)教員の質の向上と働き方改革への取組 18)北区ゆかりの偉人学ぶ事業

1)子ども文化教室 2)伝統工芸出張体験講座 3)児童ダンス☆演劇教室 4)スクールコンサート 5)輝く☆未来の星コンサート 6)キャリア教育の推進 7)環境学習 8)こどもエコクラブ 9)環境大学事業 10)省エネ道場 11)中学生モニター・高校生モニター 12)小学生との区政を話し合う会

1)プレーパーク事業 2)人権教育の推進 3)トップアスリート宣伝教室 4)キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター 5)オリンピック・パラリンピック教育の推進及びしりガシの構築 6)メディアコントロール 7)いじめ防止の取組の徹底 8)北区サポートチーム 9)Q-Uの実施 10)いじめ相談ミニレーター 11)性の多様性への理解促進 12)性教育の適切な実施

1)専門相談事業(子ども家庭支援センター心理相談) 2)スクールカウンセラーの配置 3)スクールソーシャルワーカーの派遣 4)放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 5)学童クラブ巡回指導 6)わくわく☆ひろばの情報発信 7)子どもセンター・ティーンズティーンズセンターへの移行

1)養育支援訪問事業 2)要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携 3)養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 4)ペアレントトレーニング事業

1)さくらんぼ園(子ども発達支援センター) 2)小・中学校特別支援学級の設置 3)小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣 4)障害児通所支援事業(児童発達支援) 5)障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 6)北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 7)教育・保育施設における巡回指導員の派遣

1)ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 2)ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 3)ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 4)ひとり親家庭の親の就業促進 5)北区居住支援協議会 6)ひとり親家庭医療費助成 7)児童扶養手当の支給 8)児童育成手当の支給

1)生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 2)生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 3)自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 4)就学援助

1)日本語通称指導教室 2)はびママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 3)区立小・中学校や保育園等における通訳派遣 4)やさしい日本語研修

1)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 2)働き方に対する意識改革 3)区職員へのワーク・ライフ・バランス推進

1)ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2)アドバイザー派遣制度の推進事業

1)みんなで育児応援プロジェクト事業 2)父親への支援事業

## (2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業	A	78
病児・病後児保育（17施設型・18利用料金助成型）	A	79
安心ママパパヘルパー事業	A	80

II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	A	82
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	B	83

III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等各種研修	B	85
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	86

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	88
生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	A	90



## I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

### 〔個別目標〕

- 1 「多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

《事業概要》 保護者が出産、出張や育児疲れ等の理由により、児童を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院及び児童養護施設で必要な養育を行う。

【委託先】

《0～1歳》日本赤十字社医療センター附属乳児院

《2～12歳》社会福祉法人扶助者聖母会星美ホーム

《事業のねらい》

短期間児童を施設で預かることで子育てを支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
乳幼児ショートステイ	10泊	30泊
子どもショートステイ	80泊	89泊
子どもトワイライトステイ	20回	71回

評価 【評価理由】  
新型コロナウイルス感染症の影響がある中、措置児童等との動線に配慮するなどの対策を講じながら事業を実施し、子どもショートステイについては、昨年度比122%の実績となった。

A

【課題】

利用状況等を注視し、支援メニューの充実や困りごとを抱えた保護者への支援について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

委託事業者とサービスの拡充について協議するとともに、困りごとを抱えた保護者への支援について検討する。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 病児・病後児保育（17 施設型・18 利用料金助成型）

《事業概要》

### ■17 施設型

病中又は病後回復期で集団保育が困難な児童を対象として、保育園や医療機関内の病児・病後児保育専用スペースで保育を実施する。

- ・病後児保育 … キッズタウン東十条保育園
- ・病児・病後児保育 … 東京北医療センター、にじいろ保育園志茂、都立駒込病院

### ■18 利用料金助成型

施設型の病児・病後児保育の補完的制度として、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

《事業のねらい》

様々な就労形態で働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、多様な保育サービスを提供する。

《評価対象年度における目標と実績》

### ■17 施設型

延べ利用児童人数

施設名	目標	実績
	令和2年度利用実績(※1)	令和3年度利用実績
①東京北医療センター	17	196
②キッズタウン東十条保育園	62	286
③にじいろ保育園志茂(※)	—	77
④都立駒込病院(※)	—	15
合計	79	574

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中断期間あり。

※2 ③④は令和3年10月から運営開始

### ■18 利用料金助成型

延べ利用児童人数

施設名	目標	実績
	令和2年度利用実績	令和3年度利用実績
居宅訪問型病児・病後児サービス	51	99

評価 【評価理由】

令和3年度中に病児・病後児保育拠点2ヶ所を新規開設し、従来から指摘されていた地域バランスの偏りが解消され、区民にとってさらに利用しやすい環境が整ったため、評価はAとする。

A 【課題】

必要としている区民が本事業を知り、利用してもらうことができるように周知活動をおこなっていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、事業継続を図る。

施設型については、より多くの区民に本事業を利用してもらえるよう、引き続き周知していく。

また、利用料金助成型については、施設型の補完的な制度として継続し、保護者の仕事と子育ての両立の実現に向けた支援を行う。

【子ども未来部保育課】

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援  
 個別目標 4 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

事業名 安心ママパパヘルパー事業

《事業概要》

出産予定日の1か月前から出産日前日までの家庭及び生後6か月になる前日までの子どものいる家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッターや専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し日常的な家事支援・育児支援を行うことで、産前産後のサポートの充実を図る。

令和3年度から、従来の安心ママパパヘルパー事業に加え、3歳未満の育児を行っている多胎児家庭で、育児支援・家事支援の必要な家庭を対象にベビーシッターや専門支援員の派遣を開始した。

《事業のねらい》

ベビーシッターや専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣することで、産前産後の家事や育児負担の軽減や不安定な時期にある母親へのサポートを行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
利用者数	311人	374人
下段《多胎児》		《23人》
利用実績	573件	657件
下段《多胎児》		《79件》
利用時間（無料分）	376時間	423時間
（有料分）	772時間	1,019時間
下段《多胎児》		《246時間》

評価 【評価理由】

産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員（産後ドゥーラ）による支援や多胎児支援を開始したことにより、昨年度比115%の実績となった。特に、無料分を利用した区民がリピーターとなり、有料分の利用が増加した。

A 【課題】

引き続き、利用状況等を注視し、産前産後の保護者を支援するメニューの充実や需要に対応するヘルパーの確保について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

メニューの充実や需要に対応するヘルパーの確保について委託事業者と協議し、産前産後の保護者への支援の強化を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

## Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域における子育て支援の担い手の育成」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり  
個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

令和3年度から事業運営を社会福祉法人奉優会に委託し実施する。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
サポート会員	511人	→	527人
ファミリー会員	3,564人	→	3,662人
活動実績	4,361人	→	4,189人

評 価

【評価理由】

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、オンライン講習会等を実施することにより、普段参加していなかったフルタイム就労者等の参加を促し、感染症対策と会員の利便性の向上に努めることができた。

また、配慮が必要な家庭に対しては、保育経験がある会員を複数マッチングさせるなど工夫しサービスの向上を図った。

A

【課題】

ファミリー会員数に見合ったサポート会員の確保に努めるとともに、区民ニーズに沿ったサービスの拡充をする必要がある。サービスの拡充については委託事業者と協議し、安心・安全な事業運営を第一に検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

サービスの拡充を図るため、区民ニーズを的確に捉えることができるよう努めるとともに、安心・安全に事業運営できるよう委託事業者と連携し体制を整える。

また、児童虐待の未然予防に資する事業として、会員の研修等を行うことにより、地域での見守り体制の強化を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり  
 個別目標 2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

【予算】

- ・補助金上限額 子ども食堂運営経費36万円
- ・補助金上限額 配食・宅食実施経費60万円

※子ども食堂の運営及び配食・宅食を行う場合は、上限額96万円とする。

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取り組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

子ども食堂補助金 交付団体数	(目標)	(令和3年度実績)
	16団体以上	15団体

評価 【評価理由】

B 新規団体・継続団体問わず新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、食事に困窮する子どもたちを支援するため、補助上限額を96万円とし、配食・宅食実施経費を補助対象事業に加えて実施した。目標の16団体以上には達しなかったが、1団体あたりの補助金額を増額し、補助金交付団体の活動支援を強化することができた。また、関係団体との連絡会議への参加など、子ども食堂ネットワーク推進についても一定の進捗を図ることができた。

【課題】

子ども食堂ネットワークにより、さらなる情報共有を推進するとともに、地域の居場所づくりのさらなる推進のため、引き続き交付対象経費の検討や、新規団体への周知を進めていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子ども食堂の安定した運営を継続的に支援するため、区の交付基準の検討や、区内新規団体の立ち上げに向けて事業の周知に取り組んでいく。また、区内子ども食堂のネットワークづくりを推進するため、引き続き関係機関と調整のうえ、子ども食堂事業の体制構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

### Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

#### 〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」



施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 1 就学前教育の充実

事業名 保育園職員等各種研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修  
公民保育施設合同研修、会計年度任用職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(28園) 園長参加	新型コロナウイルス感染症の影響で中止
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(28園) 主任参加	28園 1回実施
(3)園内研究・公開保育	公立直営園 12園で年2回ずつ実施	10園2回、2園1回実施
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	全2回実施各園1名参加
(5)特別支援児研修	全4回	全2回実施(65名)
(6)公民保育施設合同研修	全3回	全2回実施(93名)
(7)会計年度任用職員研修	全3回	全2回実施(52名)

評価理由  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年度の研修計画も変更を余儀なくされた。感染拡大防止を最優先とし、会場に合わせて参加者を制限するなど、徹底した対策を講じて実施した。あわせてオンラインでの研修も開催し、各保育園一定の成果があった。目標を下回ってはいるが本年度の評価はBとする。

B 課題  
区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について引き続き検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働き甲斐や使命感を持って職務を遂行することが大切である。令和元年度から「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取り組みを実施している。保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質の向上を目指し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、オンライン研修も活用し様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	北区立小学校35校 で実施	35校で実施

評 価	【評価理由】 事業目標を達成しているため、評価はAとする。
	【課題】 地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となっており、令和4年度は7校で連携型のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されたことを踏まえ、事業の充実のため検証を進めていく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

## IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

### 〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」
- 2 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 3 「ひとり親家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」
- 5 「多文化共生に向けた支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
 個別目標 3 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を図っていく。

また、講習会・交流会のなどの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
(1) 出張相談	(1) 年10回以上	(1) 11回
(2) 講習会	(2) 年5回以上	(2) 5回
(3) 交流会	(3) 年2回以上	(3) 2回

【参 考】

(1) 面接相談 367件 《49件》

【内訳】

- ① 家計相談 31件 《1件》
- ② 法律相談 47件 《21件》
- ③ その他相談 289件 《27件》

(2) 電話相談 101件

(3) メール相談 35件

※ 《》内はオンライン実績

評 価	【評価理由】
A	<p>ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）は新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン相談を導入し、多様な相談方法を提供することで、ひとり親家庭等の支援を行うことができた。</p> <p>また、講習会への参加による孤立防止についても、講習会後の出張相談で支援を行うなど、一定の効果があったと考える。</p> <p>【課題】</p> <p>休日相談や出張相談の機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。</p>

---

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。

---

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
個別目標 4 生活困窮家庭への支援

事業名 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

《事業概要》

対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。なお、令和3年度は、区有施設7会場8教室にて定員220名で、実施する。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内7会場8教室（区有施設） で実施	定員220名の受講	受講者220名 出席率 86%

評価 【評価理由】

定員220名が受講し、受講者の出席率は86%と高く、また、受講者・保護者アンケート等においても好評価を得るなど、参加者にとって満足度の高い事業となったと考える。

A 【課題】

感染症の防止策を徹底するとともに、次年度に向けて実施会場の拡充及び参加者が定員に達するよう検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和4年度も感染症予防を徹底し、受講者の不安を解消するとともに、定員220名、区有施設8会場8教室に拡大し、実施していく。

【子ども未来部子ども未来課】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価（令和3年度分）報告書に対する意見

東京成徳大学 石黒万里子

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書」（以下「報告書」と表記）について所見を述べる。

1. 「1 教育委員会の活動状況」について

北区教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき運営され職務を遂行していることが確認できる。

委員会は令和3年度に定例会12回、臨時会6回が開催され、議案43件、報告46件があった。議案や報告では、学校園や社会教育施設、保育所等の子育て支援施設などの適正な配置と運営に向けて検討がなされている。その他、教科用図書採択や各種調査報告等も適切に実施されている。総じて、「教育大綱・北区教育ビジョン2020」「北区子ども・子育て支援計画2020」の実現に努めたことが認められる。

加えて令和3年度は、2年度に続き、新型コロナウイルス感染症対策が課題であったが、前年の経験を踏まえ、積極的な取り組みが進められたことが評価できる。

2. 「2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」について

北区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、事務の管理及び執行の状況について点検・評価がなされている。点検評価の対象・方法・学識経験者の知見の活用・議会報告並びに公表は、適切に行われていると判断できる。

3. 「4 北区子ども・子育て支援計画2020」について

北区教育委員会では、令和2年度から、「北区子ども・子育て支援計画2020」（以下「計画2020」と表記）についての点検評価が行われている。「計画2020」は、基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」に基づき、「子どもの人権を尊重し『子どもの最善の利益』の実現を目指す」ことを基本的な視点として、「“子育て”への支援」「“すべて”の子育て家庭への支援」「“まちぐるみ”での子育て支援」の3点を基本方針に施策展開されている。5つの施策目標（「家庭の育てる力を支援」「子育て家庭を支援する地域づくり」「未来を担う人づくり」「特に配慮の必要があ

る子どもと家庭への支援」「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」とそれに応じた計23の個別目標が設定されており、令和3年度はそのうち、4つの施策目標に関連する具体的な取組事業12事業を選定し、点検評価を行っている。

以下、施策目標ごとの個別目標に基づく具体的な取組事業の実施状況についての評価に対する意見を述べる。

## I 家庭の育てる力を支援

### ○乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

利用状況は令和2年度実績及び目標値を大きく上回っており、本事業が区民に広く浸透してきたことが認められる。引き続き新型コロナウイルスの動向を確認しながらの運営となるだろうが、コロナ禍だからこそそのショートステイ・トワイライトステイへのニーズもあるだろう。今後もさらなる保護者支援の充実を期待したい。

### ○病児・病後児保育（施設型・利用料金助成型）

令和3年度の利用実績は令和2年度を大きく上回っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中断期間があったことも理由のひとつであるが、令和3年度に入り新たに運営を開始した施設もあり、制度の充実と周知が進んだことによると認められる。

### ○安心ママパパヘルパー事業

令和2年度は、新しく専門支援員（産後ドゥーラ）による支援を開始したことにより、利用実績が大幅に増加したが、令和3年度はさらに利用が増えている。また令和3年度から、従来の安心ママパパヘルパー事業に加え、3歳未満の育児を行っている多胎児家庭で、育児支援・家事支援の必要な家庭を対象にベビーシッターや専門支援員の派遣を開始したことも評価できる。令和2年度と同様、無料分を利用した区民がリピーターとなり、有料分の利用が目標を大きく上回っていることから、本事業は区民のニーズに即応しまた実際に区民から信頼される運営がされていると判断できる。

## II 子育て家庭を支援する地域づくり

### ○ファミリー・サポート・センター事業

令和3年度から事業運営が社会福祉法人奉優会に委託されるようになったが、利用実績からは、活動状況は概ね安定していると判断できる。オンライン講習会等を実施し、これまで参加していなかったフルタイム就労者等の参加を促すなど、様々な会員が活動しやす



いよう配慮している。今後、児童虐待の未然予防に資する事業という位置づけで、地域での見守り体制の強化を図るという方針にさらに期待したい。

#### ○子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

補助金交付団体数は目標の16団体以上には届かなかったものの、15団体に交付され、1団体あたりの補助金額を増額しており、支援の充実が図られていると評価できる。子ども食堂が、一時的な運営ではなく安定して継続的な活動を展開できるよう、今後もネットワークづくりや情報共有を進めてほしい。

### Ⅲ 未来を担う人づくり

#### ○保育園職員等各種研修

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修計画の変更を余儀なくされたとのことであるが、昨年の経験をふまえてオンラインを活用するなど、さらに工夫して研修機会の確保に努めてほしい。公立、公設民営施設の職員等を対象とした事業が展開されているが、区内の私立保育施設の職員等にも研修の機会を提供できるようにすることも検討してほしい。

#### ○放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

令和3年度は、目標通りの35校で事業が実施されている。児童数の増加に対応し、さらなる事業の実施機会の確保に努めてほしい。また機会の確保だけでなく、そこでの活動の中身を充実させることが重要であり、とりわけ現在の新型コロナウイルス感染症の広がりにより鑑みて、さらに安全・安心な運営に取り組むことを期待する。

### Ⅳ 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

#### ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン相談を活用するなど、柔軟な対応で支援を継続することができたことが評価できる。北区のひとり親家庭全体の中でどのくらい本事業の利用割合があるのか、また具体的にどのようなニーズがあるのかが、調査などを通して把握されデータとして提示されると、今後の周知や多様なニーズへの対応の方法がより検討しやすくなると考える。

#### ○生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

定員220名に対し受講者220名であり、受講者・保護者の満足度も高く、目標は達成できていると判断できる。中学生に出席を強制することはできないが、出席率が86%

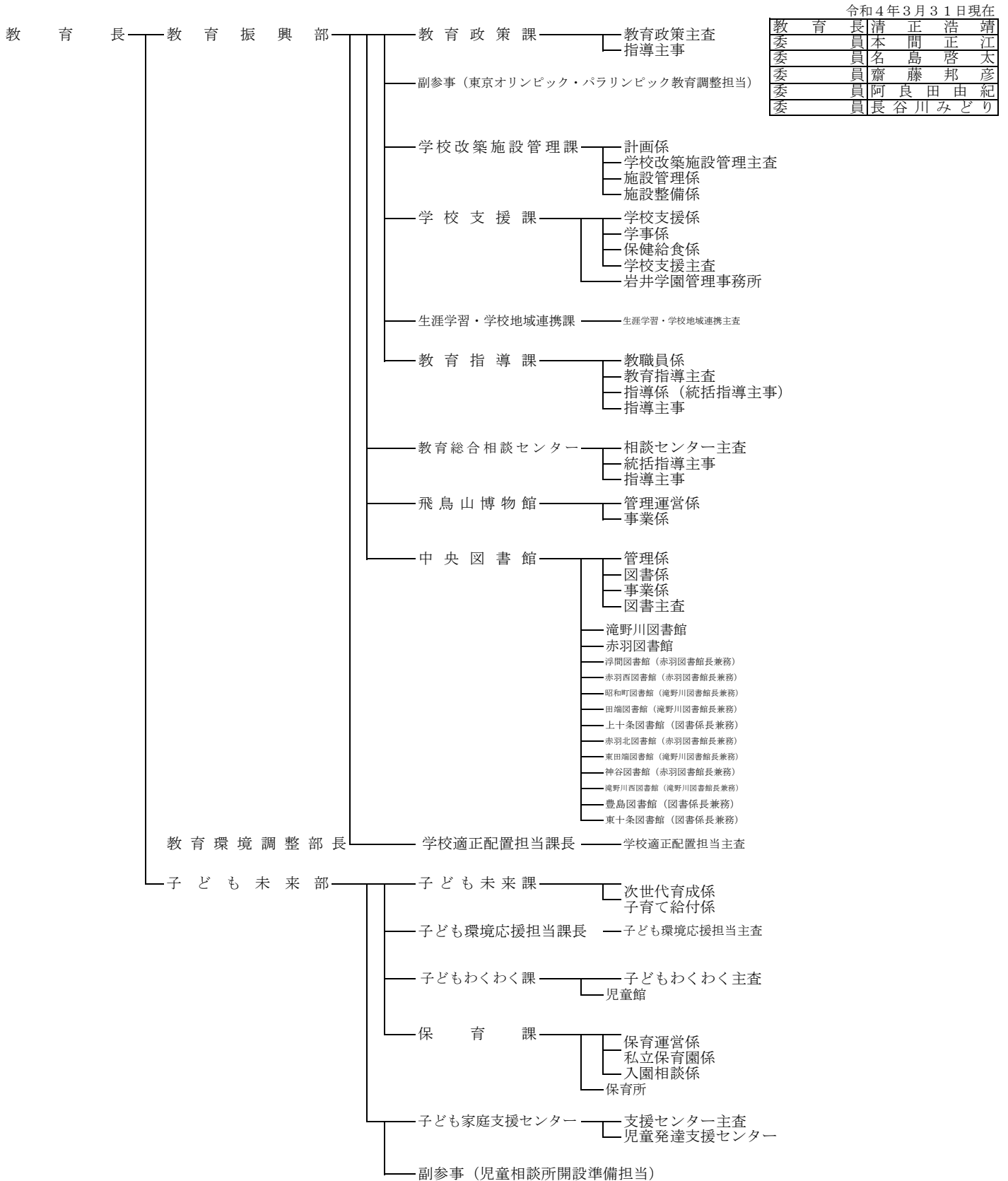
ということの意味について考えていきたい。

今後も子どもの貧困対策の要として、感染症対策を徹底したうえで充実した支援を期待したい。

以上、「計画2020」の中で令和3年度において点検評価された事業について概観した。全体として、昨年新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、オンラインを活用するなど工夫を重ねて積極的に対応した点が評価できる。

今後はアフターコロナを見据え、引き続きオンラインの良さを生かしつつ、対面で研修や支援を行うことの意義や効果を確認し、オンラインと対面とを両立していけるよう取り組むことが望ましい。またこれらの事業の、さらなる区民への周知徹底を期待したい。

(資料) 令和3年度教育委員会事務局組織図



東京都北区教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価(令和3年度分)報告書

刊行物登録番号  
4-1-070

令和4年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局  
教育振興部教育政策課  
東京都北区滝野川二丁目52番10号  
電話03-3908-9279(ダイヤル)